

令和6年度第1回
大分県自立支援協議会

日時：令和6年8月5日（月） 10:00～12:00

場所：大分県庁本館12会議室

大分県福祉保健部障害福祉課

目 次

【議 題】

- 1 大分県自立支援協議会及び市町村自立支援協議会の取組について
・・・・・・・・・・ P. 1

- 2 地域生活支援拠点等の検証・検討及び基幹相談支援センターの
整備の促進について
・・・・・・・・・・ P. 27

- 3 虐待防止の強化に向けた課題等について・・・・・・・・・・ P. 37

- 4 就労選択支援開始に向けた課題等について・・・・・・・・・・ P. 41

議題 1

大分県自立支援協議会及び 市町村自立支援協議会の取組について

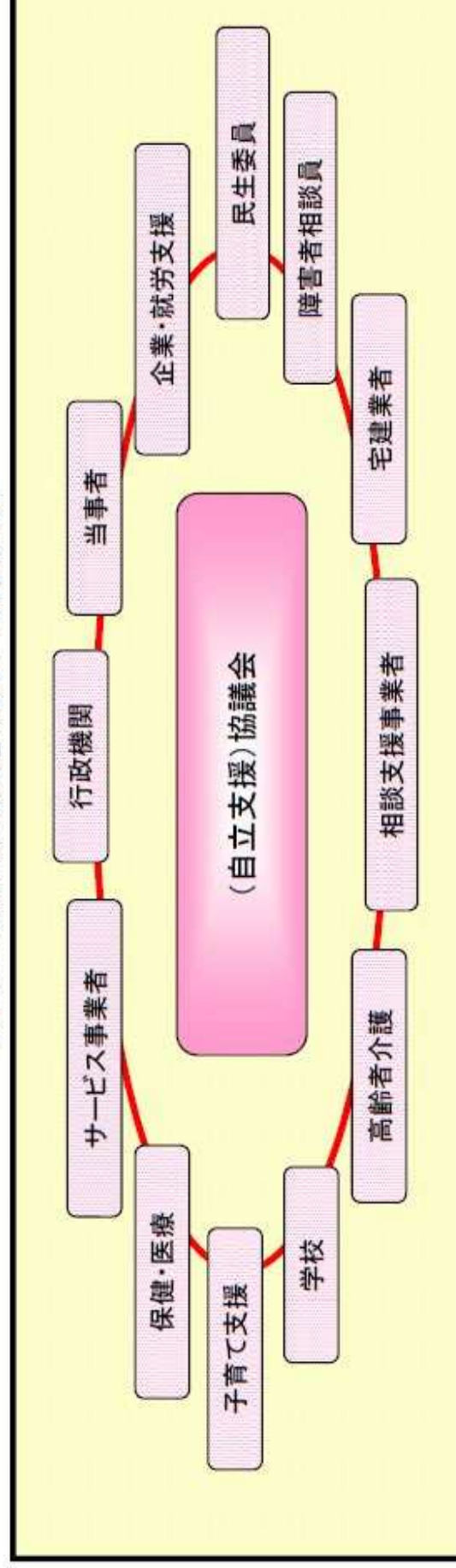
- ・ 大分県自立支援協議会の取組
- ・ 市町村自立支援協議会の取組

自立支援協議会について

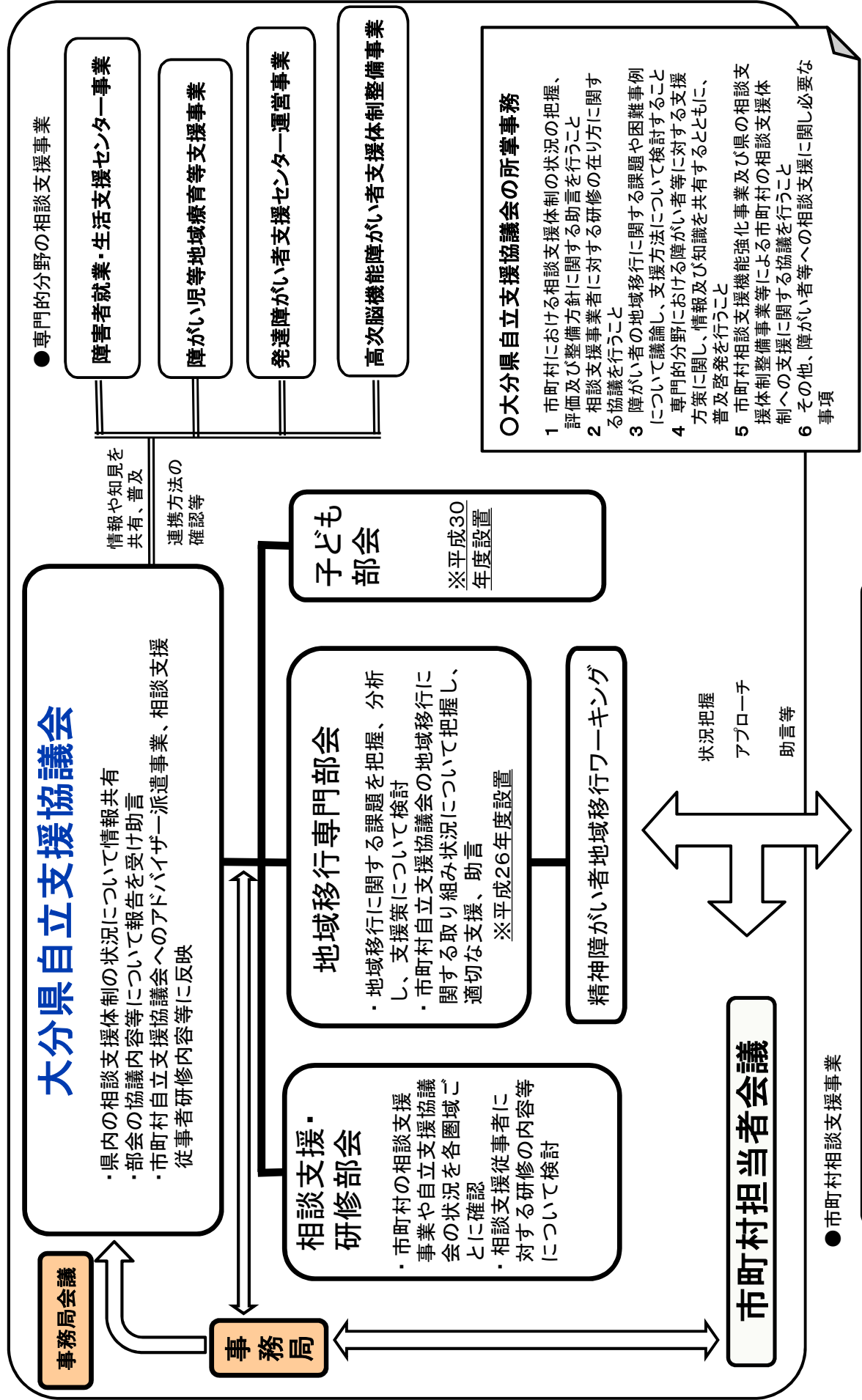
自立支援協議会の法定化

- (自立支援) 協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービスの基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、(自立支援) 協議会の法律上の位置付けが不明確。
- 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化。
 - ※ 改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。
- 障害者総合支援法の施行（25年4月）により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者家族の参画を明確化

【(自立支援)協議会を構成する関係者】



大分県自立支援協議会について



令和5年度 大分県自立支援協議会 実施状況

【大分県自立支援協議会】 ※年2回開催

- 第1回 日時：令和5年8月29日（火）14:00～16:00
場所：大分県社会福祉介護研修センター 小ホール
参加者：委員13名 事務局10名
議題：①大分県自立支援協議会及び市町村自立支援協議会の取組について
②第6期障がい福祉計画等の進捗状況について
③第7期障がい福祉計画等について

【報告】

- ①事業所認証制度の創設について

- 第2回 日時：令和5年11月30日（木）14:00～15:30
場所：大分県社会福祉介護研修センター 302会議室
参加者：委員11名※事務局10名
議題：①大分県障がい者計画（第2期）について
②部会の開催状況について（相談支援・研修部会）

【報告】

- ①障害者ピアサポート研修事業について
②医療と地域の連携促進コーディネーター配置事業について
③子どもの発達支援コンシェルジュについて

【相談支援・研修部会】 ※年3回開催

- 第1回 日時：令和5年5月12日（金）14:00～16:00
場所：大分県市町村会館 61会議室
参加者：委員5名出席、協議会会長、専門コース別研修理事
議題：①障害福祉関係研修（R4開催実績）について
②令和5年度国研修派遣者等について
③専門コース別研修について
④基幹相談支援センターについて

- 第2回 日時：令和5年11月13日（月）10:00～12:30
場所：大分県庁新館 136会議室
参加者：委員7名出席、協議会会長
議題：①令和5年度国研修等の受講者報告について
②研修受講者選定方法について
③専門コース別研修について

- 第3回 日時：令和6年2月19日（月）14:00～15:10
場所：大分県庁新館 B24会議室
参加者：委員7名出席、協議会会長
議題：①各研修の受講者選定について（前回協議事項の整理）
②基幹相談支援センターの設置促進について
③令和6年度の計画について

【地域移行専門部会】 ※年2回開催

- 第1回 日時：令和5年8月7日（月）18:30～20:00
場所：大分県庁新館 133 会議室
参加者：委員9名中8名出席
議題：①地域移行専門部会等の令和4年度の実績と今年度の取組方針について
②精神障がい者地域移行ワーキングの取組等について
③大分県における住宅セーフティネットの取組について
④地域生活支援拠点等整備の状況について
⑤「地域移行・地域定着支援事例集」の更新について
- 第2回 日時：令和6年2月14日（水）18:30～20:00
場所：大分県庁新館 133 会議室
参加者：委員9名中8名出席
議題：①精神障がい者地域移行ワーキングの取組等について
②障害児入所施設に入所する障害児等の移行状況について
③大分県における住宅セーフティネットの取組について
④地域生活支援拠点等整備の状況について
⑤令和6年度のスケジュール（案）について

【精神障害者地域移行ワーキング】 ※年3回開催

- 第1回 日時：令和5年7月25日（火）15:00～16:30
場所：大分県市町村会館 61 会議室
参加者：委員13名中11名
議題：【報告事項】
①大分県の精神障がい者の状況について
②令和4年度精神障がい者地域移行ワーキングの振り返り
③各地域移行支援協議会の令和4年度実績・課題、令和5年度計画
【協議事項】
①長期入院者の退院促進・地域移行（高齢者、住まいの場）
②令和5年度精神障がい者地域移行・定着促進研修
- 第2回 日時：令和5年12月8日（金）15:00～16:30
場所：大分県社会福祉介護研修センター 小ホール
参加者：委員13名中12名
議題：①自立支援協議会、地域移行専門部会の概要報告
第1回地域移行ワーキングの振り返り
②大分県と同様の課題を抱える他県の取組
③県内市町村のにも包括構築状況（協議の場等について）
④新型コロナウイルス感染症5類移行後の医療・保健・福祉の現状
⑤その他

【こども部会】 ※年2回開催

第1回 日時：令和5年8月10日（木）18:30～19:30
場所：大分県庁新館 133 会議室
参加者：委員9名中9名出席
議題：①医療的ケア児等の今後の支援について（協議）
・今年度の取組について
・令和6年度取組方針（案）について
②発達障がい児の今後の支援について（報告）

第2回 日時：令和6年2月21日（水）
場所：書面開催
議題：①令和6年度の医療的ケア児支援の取組方針について
②令和6年度の発達障がい児支援の取組方針について

【事務局会議】 ※年4回開催

参加者：協議会（会長、会長代行）、事務局（各部会担当等）

第1回 日時：令和5年4月7日（金）14:00～16:15
場所：Bee すけっと
第2回 日時：令和5年7月4日（火）14:00～16:00
場所：相談支援事業所ルポーズ
第3回 日時：令和5年8月23日（水）16:00～17:30
場所：オンライン
第4回 日時：令和5年11月27日（月）14:15～18:00
場所：相談支援事業所ルポーズ

【市町村自立支援協議会担当者会議】 ※年2回開催

第1回 日時：令和5年7月28日（金）13:30～16:00
場所：大分県社会福祉介護研修センター 小ホール
参加者：18市町村（26名）出席、大分県自立支援協議会委員2名
議題：①市町村自立支援協議会の令和4年度開催実績及び令和5年度開催計画について
②情報交換・意見交換
③グループワーク
（テーマ：基幹相談支援センターの設置・機能充実について）
④その他（お知らせ等）
・医療的ケア児等コーディネーター連携推進会議について
・医療的ケア児者非常用発電装置等整備事業について
・医療的ケア児支援センターのリーフレットについて

第2回 日時：令和6年2月2日（金）13:30～16:00
場所：大分県社会福祉介護研修センター 小ホール
参加者：17市町村（24名）出席、大分県自立支援協議会委員2名
議題：①地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助について
②情報交換・意見交換
③グループワーク（テーマ：地域自立支援協議会（部会）の運営について）
④その他（お知らせ等）

令和6年度 第1回 部会名 (相談支援・研修部会)

開催日時	令和6年5月10日(金) 14:00~15:30	
開催場所	大分県庁舎本館 82会議室	
参加委員数	委員8名、本会委員1名	
主な議題等	<p>(1) 障害福祉関係研修 (R5開催実績・R6実施計画) について (2) 令和6年度国研修 (相談支援・サビ管) 派遣者等について (3) その他 (相談支援等市町村説明会について 等)</p>	
協議内容 (課題・問題点 ・継続協議等)	課題・意見等	県の対応 (案)
	<p>(1) 障害福祉関係研修 (R5開催実績・R6実施計画) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉関係研修のR5実績及びR6実施計画を報告。 ・他県実施で大分県未実施の研修 (医ケア児コーディネーター養成研修など) については研修実施を検討していただきたい。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村説明会について報告。 (主任相談支援専門員研修の市町村推薦、基幹相談支援センター調査、相談支援従事者研修の実習について) ・主任研修の受講要件については、現任の相談支援専門員がいない地域もあるため、資格保持者で今後従事予定の者も含めてはどうか。 ・今後の議題として、各県域の相談支援体制等について現状報告等を部会の議題としてはどうか。 	<p>・医療的ケア児等コーディネーター研修については、まずは既存のコーディネーターの状況調査を行ったうえで、今後再開について検討する。</p> <p>・資格保持者であれば、現任の相談支援専門員でなくとも研修受講の対象とする。</p> <p>・次回部会にて取り扱う。</p>

令和6年度 第2回 部会名 (相談支援・研修部会)

開催日時	令和6年7月12日(金) 14:00~16:00	
開催場所	大分県庁舎別館86会議室	
参加委員数	委員7名	
主な議題等	<p>(1) 令和6年度九州ブロック主任相談支援専門員養成研修会 受講推薦者の選定について</p> <p>(2) 各圏域の相談支援体制の現状・課題について</p>	
協議内容 (課題・問題点 ・継続協議等)	<p>課題・意見等</p> <p>(1) 令和6年度九州ブロック主任相談支援専門員養成研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの推薦者をもとに、九州ブロック研修への推薦者を選考。優先する基準等を議論。 ・直近では、基幹相談支援センターの設置促進が目的のため、基幹相談支援センター・障害者相談支援事業(委託相談)を優先していくべき <p>(2) 各圏域の相談支援体制の現状・課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託相談事業所の基幹相談支援センター化について、業務整理や財源整理が課題。 ・官民協働の協議会運営について、どちらかに偏りが出ないよう整理が必要。 ・基幹相談支援センターが集まって協議をする場が定期的にあると良い。 ・相談支援事業所・相談員が不足。相談のみならず、業界全体的に人材不足が問題となっている。 	<p>県の対応(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年度も市町村推薦を継続予定。 ・主任相談支援専門員を中心に地域づくりを進めてもらうため、基幹相談支援センターや委託相談の従事者を優先的に先行していく方針。 <p>・アドバイザー派遣等によって、基幹相談支援センター設置に向けた課題等に対して助言・相談対応等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター等実態調査の集計結果を市町村に共有予定。 ・福祉人材センターの事業や認証制度の活用によって、人材確保策を継続的に行っていく。

令和6年度 第1回 部会名 (地域移行専門部会)

開催日時	令和6年7月29日(月) 18:30~20:00
開催場所	大分県庁別館 B11会議室
参加委員数	9名中6名
主な議題等	(1) 大分県における地域移行に関する昨年度の実績と今後の方針について ① 親なきあと支援について ② 精神障がい者の地域移行について (2) 大分県における住宅セーフティネットの取組について
	県の対応(案)
	(1) 大分県における地域移行に関する昨年度の実績と今後の方針について
協議内容 (課題・問題点 ・継続協議等)	<p>佐伯市ではグループホームが圧倒的に不足している。他の市町村でどのような取組をしているか、意見交換したい。</p> <p>精神障がい者の地域移行においては、医療と福祉の連携が不可欠。「緊急時」の定義や福祉における対応の範囲を明確にし、医師の理解を得られるよう医療機関へ丁寧に説明するべき。地域生活支援拠点ですべて対応できるといった誤解を生まないように。</p> <p>医療との連携においては、相談支援専門員などのスキルが重要。障害福祉サービスの充実に伴い、医療機関とGHなどとの摩擦が増えている。先生方との関係構築を含め、県は市町村が人材育成を行うのに対してバックアップを。県と大分県が連携するとよいのでは。</p> <p>各市町村が集まる会議の場等を活用して、意見交換の機会をもつことを検討する。</p> <p>「緊急時」の該当基準や要支援者の受入基準、対応のマニュアル等を定めている市町村から情報収集し状況を整理するとともに、整備中の市町村に対しては整備を促す。医療機関への説明については効果的な方法を今後検討する。</p> <p>医療と福祉の連携のための人材育成については、県の医療と地域の連携促進コーディネーター配置事業や市町村の拠点整備に対する県のアドバイザー派遣事業などをおして支援していく。大分県との連携は今後必要に応じて検討する。</p>

	<p>患者を地域に出さないとけない時代になっているので、先生方の意識と地域を変えていくよう行政は取組みを。地域包括ケアシステムの中で、退院後悪くなったら病院で診てまた短期で返せば、病床利用率も上がるし単価もあがるので、先生方も理解してくれるのでは。モデルケースをつくってほしい。</p> <p>医療と福祉の交通整理みたいなものを、市町村に照会をかけてもらい一度整理してもらいたい。</p>	<p>医療機関の理解を得る取組みを今後検討する。</p> <p>今後整理する。</p>
<p>協議内容 (課題・問題点 ・継続協議等)</p>	<p>(2) 大分県における在宅セーフティネットの取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住支援九州サミットについて、医師会や精神科病院協会などの後援は依頼を検討してほしい。 ・当事者を地域で見守る人のサポートも含めて検討してもらいたい。アウトリーチの仕組みもいれてほしい。 ・地域では精神障がい者や刑余者などに対するマイナスのイメージが根深く、社会の目は昔より厳しくなっている。理屈の説明だけでなく、本人との交流により理解を得るような事例を積み上げ、地域の安心感を醸成することが必要。 	<p>現在検討中。8月中に関係団体に協力依頼等を行う予定。</p> <p>今後検討する。</p> <p>今後検討する。</p>

令和6年度 第1回 部会名 (精神障がい者地域移行ワーキング)

開催日時	令和6年7月24日(水) 14:00~15:35
開催場所	大分県市町村会館 61会議室
参加委員数	11人
主な議題等	<p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大分県の精神障がい者の状況について 2 令和5年度精神障がい者地域移行ワーキングの振り返り 3 各圏域の地域移行支援協議会の令和5年度実績・課題、令和6年度計画 <p>【協議事項】</p> <p>「大分県における地域課題と地域課題解決に向けての具体的な取組」 圏域で共通する課題「医療と地域の支援者の連携」「地域の理解・居場所づくり」「障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行と連携」について課題解決のために具体的にどう取り組んでいくかを検討した。</p>
協議内容 (課題・問題点・継続協議等)	<p>対応(案)</p> <p>新規に開設された障がいの相談支援事業所も含め、それぞれの事業所の現状や提供しているサービス等の内容を整理し一覧表を作成、共有する。(県or市)</p> <p>県の居住支援協議会と福祉の連携促進を図る。(県)</p> <p>高齢者部門や市町村と連携しながら、介護保険サービスへの移行に関する効果的な周知について検討する。(市)</p>
	<p>市町村における協議の場の活性化が必要。</p>

令和6年度 第1回 部会名 (子ども部会)

開催日時	令和6年7月25日(木) 18:30~19:30	
開催場所	大分県庁別館 B11会議室	
参加委員数	9名中7名	
主な議題等	①医療的ケア児等の今後の支援のあり方について ②発達障がい児の今後の支援のあり方について ③その他(次回の開催日程、委員の改選について)	
	課題・意見等	県の対応(案)
	①医療的ケア児等の今後の支援のあり方について	
協議内容 (課題・問題点 ・継続協議等)	・医療的ケア児の支援については、行政内の様々な所属が垣根を越えて取り組まなければいけないものだが、情報共有はどうしているのか。 ・防災分野の支援や、保育園に看護師配置をしている事業の市町村ごとの進捗状況についても報告をしてほしい。	・会議の場で意見があったことはきちんと共有し、横連携をとっていく。 ・保育園への看護師配置の状況等については後ほどメール等で共有する。
	・看護職員による医療的ケアの実施について、特別支援学校以外の公立の学校ではどう取り組まれているのか。	・医療的ケア児が公立の学校に通っていることは市町村への調査で把握しているところ。
	・看護職員の質と継続性の維持が課題。	・質と継続性の維持のため、看護職員に対しての研修等を実施している。また、指導的立場の看護師を配置している。
	・特別支援学校において、入学の決定がされるのが入学の直前であるから、サービースについて学校側と親が調整する時間的余裕がない。	・特別支援教育コーディネーターや市町村教育委員会と連携し、事前相談を受ける仕組みがある。

<p>協議内容 (課題・問題点 ・継続協議等)</p>	<p>②発達障がい児の今後の支援のあり方について</p> <p>・子どもの発達支援コンシエルジュは、活動実態が見えない。児童発達支援センターとの連携も確認して欲しい。</p> <p>・ペアレント・プログラムで未就学児の保護者支援を行っているが、思春期の子どもをもつ親も支援を必要としている。また、切れ目ない支援という記載があるが、現場では支援が切れ切れになっっていると感じる。</p> <p>・切れ目ない支援については、昨年県のこども未来課が「就学前の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン」を作成した。子どもへの支援ツールがまとまっているので、もっと周知をした方がよい。</p>	<p>・令和6年4月の制度改定で、児童発達支援センターが地域における療育支援施設の中核的役割を担うことが明確化された。それに伴い、発達関係の支援事業を整理する予定。県ではこれまで、圏域を単位とした児童発達支援センターを中心に支援を行ってきたが、今後市町村単位の児童発達支援センターを中心に、より地域に密着した支援を行う方針である。</p> <p>・発達障害者支援センターイコールでも本人だけでなく家族からの相談に対応しており、またペアレントメーターの派遣でも保護者支援を行っているところ。こうした取組も活用しながら支援について検討していく。</p> <p>・関係課とも連携し、周知に努める。</p>
-------------------------------------	--	---

1 令和5年度 市町村自立支援協議会 開催実績

障がい福祉領域	東 部										中 部			豊 肥			西 部			北 部	
	別府市	杵築市	国東市	姫島村	日出町	大分市	臼杵市	津久見市	由布市	佐伯市	竹田市	豊後大野市	日田市	九重町	玖珠町	中津市	豊後高田市	宇佐市			
	4	3	1	2	4	2	3	1	3	2	2	1	3	(未開催)	(未開催)	2	3	3			
全体会	12	12	1	-	12	-	-	-	-	2	-	1	3	(未開催)	(未開催)	-	-	-			
定例会	3	(未開催)	12	-	7	-	4	1	6	2	9	10	13	2	10	-	-	7			
事務局会議	-	-	地域課題共有／意見会議 7	-	-	相談支援部会 7	相談支援部会 10	-	相談支援部会 5	カーピス等利用計画部会 9	-	相談支援部会 12	相談部会 6	-	相談支援部会 5	相談支援部会 2	相談支援部会 6				
相 談	就労部会 12	就労支援部会 1	就労支援部会 6	-	就労支援部会 (未開催)	就労支援部会 1	就労部会 10	しごと部会 9	しごと支援部会 4	就労支援部会 6	就労支援部会 4	就労支援部会 7	就労・移送部会 6	-	就労支援部会 1	就労支援部会 2	就労支援部会 4				
就 労	子ども支援部会 12	子ども支援部会 1	-	-	子ども支援部会 2	子ども部会 (医療的ケア児支援推進部会を含む) 4	児童部会 9	子ども部会 10	子ども支援部会 7	子ども支援部会 5	-	児童支援部会 5	子ども部会 4	-	子ども部会 6	子ども部会 2	子ども支援部会 4				
こども	地域生活支援部会 12	生活支援部会 (未開催)	地域生活支援部会 6	-	地域生活支援部会 (未開催)	生活支援部会 2	地域生活部会 9	くらし部会 3	くらし支援部会 5	地域生活支援部会 6	地域生活支援部会 5	生活支援部会 5	住心こども部会 5	-	地域生活支援部会 5	地域生活支援部会 2	地域生活支援部会 3				
地域生活	-	-	-	-	精神障がい者支援部会 3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	精神保健福祉部会 5				
精神関係	当事者部会 12	計画策定専門部会 3	-	-	-	差別解消推進部会 1	-	-	-	権利擁護・虐待防止部会 10	-	-	広報部会 (未開催) ※活動あり	-	-	-	地域生活支援部会 4 拠点委員会 4 研修委員会 4 防災委員会 3 医療的ケア医療的ケア検討会議 3 当事者フーキング 4				
専門部会	その他	その他	-	-	-	差別解消推進部会 1	-	-	-	権利擁護・虐待防止部会 10	-	-	広報部会 (未開催) ※活動あり	-	-	-	地域生活支援部会 4 拠点委員会 4 研修委員会 4 防災委員会 3 医療的ケア医療的ケア検討会議 3 当事者フーキング 4				

(参考) 令和5年度 市町村自立支援協議会【全体会】 開催実績

圏域	市町村自立支援協議会【全体会】				主な参加者の職種	回数	委員人数／回	会議名	主な議題・活動		主な成果・課題
	市町村	回数	委員人数／回	主な参加者の職種							
東 部	別府市	4	20人／回	当事者団体、医療機関、自治会、特別支援学校、社会福祉協議会、保健所、市外	・次期障害者、障害福祉、障害児福祉計画策定に関する説明・意見聴取 ・専門部会実施報告 ・基幹相談センター事業実績報告 ・実務担当者会議分科会実施報告 ・特定相談支援事業所連絡会の昇格 外	・次期障害者、障害福祉、障害児福祉計画策定に関する説明・意見聴取 ・専門部会実施報告 ・基幹相談センター事業実績報告 ・実務担当者会議分科会実施報告 ・特定相談支援事業所連絡会の昇格 外	・次期各種福祉計画策定にあたっての有識者意見等の反映 ・地域課題の共有が可能となる。				
	杵築市	3	11人／1回 12人／2回 7人／3回	障がい者支援施設管理者、杵築市身体障害者福祉協会会長、社会福祉協議会事務局長、杵築遠見医師、支援学校校長、障がい者就業・生活支援センター一長、杵築市民生児童委員協議会会長、障がい児家族会、精神障害者家族会	(1回目)第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画(第3期障がい児福祉計画)の策定スケジュールについて 障がい福祉サービス等事業所の開設に伴う意見聴取について (2回目)障がい福祉計画(障がい児福祉計画)の意見聴取 (3回目)第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画(第3期障がい児福祉計画)について 就労支援部会、こども支援部会の開催について	3回の協議会を通して、杵築市障がい者基本計画・障がい福祉計画(障がい児福祉計画)を策定した。 障害福祉サービス事業所新規開設時において、自立支援協議会委員から意見聴取することに決定。 就労支援部会、こども支援部会の再開を決定。					
	国東市	1	25人／回	保健・医療(保健所、医師会・医院)、福祉施設、福祉関係団体等、労働関係、教育関係、行政機関(警察署、市福祉課)	報告事項、活動から見えさせてきた課題等と意見交換、その他	社会資源の減少、制度の違いからくる提供サービスの違い、障がい者を支えるコミュニティの脆弱化など、活動を通じて課題及び今後の取組の共有					
	姫島村	2	9人／回	姫島村国保診療所長、教育長、身体障害者福祉協議会会長、民生・児童委員協議会会長、人権擁護委員、身体障害者相談員、保健師、姫島村老人福祉施設、姫島苑所長、区長会長	・第3期姫島村障がい者計画の見直しについて ・第7期障害福祉計画及び第3期障がい児計画の策定について ・地域生活支援拠点の整備について	・第7期障害福祉計画及び第3期障がい児計画の策定、第3期姫島村障がい者計画の見直しについて、承認された。 ・地域生活支援拠点の整備が整った。					
中 部	日出町	4	13人／回	当事者団体、障害福祉サービス事業者、民生委員、保健・医療関係者、学校関係者、就労関係者、町介護福祉課	・専門部会の取組状況報告 ・情報共有 ・障がい福祉計画策定	6月、9月、11月、2月 ・地域の様々な課題を共有できた。 ・関係機関相互の連携を図れた。					
	大分市	2	34人	学識経験者、関係団体、障害福祉事業関係者、当事者、当事者の家族、関係行政機関、市	障害福祉計画等に関する進捗状況の報告、次期障害福祉計画等の策定に向けた「計画策定部会」の立上げ及び素案の報告、各専門部会の活動報告、委託相談支援事業所の活動報告・事業計画等	本協議会の意見を踏まえ、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画が策定できた					
	臼杵市	3	15名／回	社会福祉協議会、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、障がい児・者施設、商工会議所、教育関係、障害者福祉会、保健所、市	・各専門部会の取組状況報告 ・全部会合同意見交換会の開催 ・福祉フォーラムの開催 ・地域生活支援拠点整備事業	・4つの専門部会の活動についての承認をいただいた。各部会の課題や協議内容を共有することができた。 ・「障がいと災害」というテーマで福祉フォーラムを開催。市の防災対策の現状や、日田市の石松さんの講演を通して災害時について考える機会を得ることができた。					
	津久見市	1	11名／回	各施設長、社協事務局長、身障協会長、民生児童委員会長、各部会長	・障がい福祉計画等の進捗状況報告 ・各専門部会活動報告	・障がい福祉計画等の進捗状況報告を行い、今後の取組み等について意見をいただけた。					
南 部	由布市	2	15名／回	市議会議員、学識経験者、保健医療福祉教育雇用関係者及び各種団体の代表者等 ・障がい、当事者及びその家族の他市長が認める者	・専門部会の活動報告について ・令和5年度事業計画について ・地域生活支援拠点等の整備事業報告 ・由布市障がい者基本計画(第3次)・第7次由布市障がい福祉計画・第3期由布市障がい児福祉計画策定について	R6年度の事業計画承認及び報告 ・専門部会の活動状況報告(進捗管理) ・地域生活支援拠点等整備事業の進捗報告 ・第3次由布市障がい者基本計画・第7次由布市障がい福祉計画・第3次由布市障がい児福祉計画の計画策定。					
	佐伯市	2	20名／回	障害福祉サービス提供事務所、身体障害者福祉協議会、保護者会、民生児童委員協議会、医師会、保健所、市ほか	・相談支援事業の活動について ・専門部会の活動について ・困難事例の報告について ・「協議の場」での取組について	・活動事業内容について承認、確認を行った ・相談支援事業の困難事例について把握するとともに課題の共有が図られた。					

(参考) 令和5年度 市町村自立支援協議会【全体会】 開催実績

圏域	市町村自立支援協議会【全体会】				
	市町村	会議名	回数	委員人数/回	主な参加者の職種
豊 肥	市町村				主な議題・活動
	竹田市	竹田市自立支援協議会	2	11人/回	竹田市の現状について ・各専門部会の取組について ・個別避難計画について ・障がい児福祉計画等策定
	豊後大野市	豊後大野市地域自立支援協議会	1	13人/回	障がい者(児)及びサービスの実況、地域自立支援協議会の活動について ・第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の分析及び評価について
西 部	日田市	日田市地域自立支援協議会	3	委員15名・事務局11名/回	専門部会からの課題と取り組み状況 ・障がい者計画について ・日田市障がい福祉計画、日田市障がい児福祉計画について ・地域生活拠点等及び基幹相談支援センターについて
	玖珠町	玖珠町・九重町地域自立支援協議会全体会	0	-	-
北 部	中津市	中津市障害者自立支援協議会	2	22人/回	民生委員、当事者団体、事業所保護者会、中小企業家同友会、社会福祉協議会、事業所施設長、商工会議所、病院長、ハローワーク、支援学校、保健所、市
	豊後高田市	豊後高田市地域自立支援協議会	3	23人/回(事務局含まず)	第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定について ・市委託相談事業所の活動について ・地域生活支援拠点整備事業について
	宇佐市	宇佐市自立支援協議会	3	19人/回	各専門部会の課題及び取り組みについて ・市委託相談支援事業所の実績報告及び事例検討報告 ・障がい者計画等の策定状況について ・第14回「とも」にも生きる」地域共生社会をめざす宇佐市民集会の開催について ・第8回宇佐市ピアサポート・フェスティバルについて ・要保護児童対策地域協議会との連携について ・重層的支援体制整備事業について

市町村自立支援協議会【全体会】

圏域	市町村	会議名	回数	委員人数/回	主な参加者の職種	主な議題・活動	主な成果・課題
豊 肥	竹田市	竹田市自立支援協議会	2	11人/回	大分県豊肥保健所長、障害福祉サービス事業者、障害者関係団体、障害者家族代表、民生委員、児童委員、支援学校校長、社会福祉協議会	竹田市の現状について ・各専門部会の取組について ・個別避難計画について ・障がい児福祉計画等策定	各部会との情報共有 ・福祉計画等策定
	豊後大野市	豊後大野市地域自立支援協議会	1	13人/回	当事者団体、サービス提供事業所、医師会、支援学校、社会福祉協議会、保健所、公共職業安定所、福祉関係者、市	障がい者(児)及びサービスの状況、地域自立支援協議会の活動について ・第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の分析及び評価について	部会等の協議内容の情報共有と障がい福祉計画等の評価を実施。
	日田市	日田市地域自立支援協議会	3	委員15名・事務局11名/回	民生委員児童委員協議会、当事者団体、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所、保健所、病院、社会福祉協議会、警察署、支援学校、ハローワーク、教育委員会	専門部会からの課題と取り組み状況 ・障がい者計画について ・日田市障がい福祉計画、日田市障がい児福祉計画について ・地域生活拠点等及び基幹相談支援センターについて	成果 ・基幹相談支援センターでの協議会運営開始 ・基幹相談支援センター及び事務局でのヘルパー不足についての実態調査(ヘルパー事業所への聞き取り等)、全体会への報告、協議。 課題 ・福祉人材の不足 ・余暇も含めて自由に過ごせる居場所の問題
北 部	中津市	中津市障害者自立支援協議会	2	22人/回	民生委員、当事者団体、事業所保護者会、中小企業家同友会、社会福祉協議会、事業所施設長、商工会議所、病院長、ハローワーク、支援学校、保健所、市	第1回(対面開催) ○専門部会の報告 ・基幹相談支援センターの活動報告及び年次計画 ・障がい福祉計画、障がい児福祉計画の実績数値報告 ・地域生活支援拠点整備状況の報告 ○第2回(対面開催) ・専門部会の報告 ・地域生活支援拠点整備状況の報告 ・中津市障がい者プランの策定について ・事務連絡(令和6年度以降の新規事業、拡充事業の連絡)	R4年度はコロナ禍で書面開催が続いていたが、R5年度は対面開催ができた。 また年度末に期間満了となる基本計画・福祉計画の次期計画策定を行っており、第2回全体会では計画(案)について委員へ諮問を行った。 前年度まで課題として挙げていた協議の進め方や委員からの積極的な意見出しについて、事前に意見を聴取を行ったこと、その意見に対する他委員の意見や情報提供がない限り、事務局側が全体会前に確認を行う等をして、当日は議長より様々な委員に話を振りやすい仕組みを用意することで、以前より活発な議論ができたことを成果として感じている。 次年度は引き続き委員が議論しやすい場づくりや専門部会の中で出た意見をポトムアップする仕組みづくりなどを検討する。
	豊後高田市	豊後高田市地域自立支援協議会	3	23人/回(事務局含まず)	当事者団体、障がい者施設施設長、社会福祉協議会、医療機関、自治委員連合会、民生児童委員、会、保育協議会、相談支援センター、保健所、市	第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定について ・市委託相談事業所の活動について ・地域生活支援拠点整備事業について	障がい福祉計画、障がい児福祉計画策定のためのアンケート結果等に基づく課題の検討、設定する数値目標等について協議。 ・委託相談事業所の取組みや各専門部会の活動報告により、地域の支援実態や課題について情報共有を行った。 ・地域生活支援拠点整備事業の機能強化について検討を行った。
	宇佐市	宇佐市自立支援協議会	3	19人/回	学識経験者、医療・保健関係者、自治会連合会会長、手をつなぐ育成会長、当事者、指定障害福祉サービス事業者の代表、教育、雇用関係機関代表、北部保健所長、市職員	各専門部会の課題及び取り組みについて ・市委託相談支援事業所の実績報告及び事例検討報告 ・障がい者計画等の策定状況について ・第14回「とも」にも生きる」地域共生社会をめざす宇佐市民集会の開催について ・第8回宇佐市ピアサポート・フェスティバルについて ・要保護児童対策地域協議会との連携について ・重層的支援体制整備事業について	各部会の課題を共有し、新たな取り組みについての協議を行い、課題の解消につなげている。 障がい者への理解促進啓発に向け開催される市民集会の開催内容や開催方法について協議、決定。 R4年度に提出した要望書の指定福祉避難所について経過報告(R5年度に指定)の報告と今後について協議。

令和5年度 市町村自立支援協議会【専門部会】開催実績

区域	市町村	協議会名	回数	委員人数/回	主な参加者の職種	主な議題・活動	主な成果・課題
東 部	別府市	地域生活支援部会	12	15名	各部会の代表者、市	・地域生活支援拠点等整備及び親なき後の問題の解決策について調査及び検討 ・緊急の場に関する評価の実施	・障害の理解を深める研修会の開催 ・緊急の場に関する評価の実施
		子ども支援部会	12	13名	子ども支援事業所、児童発達センター、医療、教育、市	・事業所連絡会と協力した「管理者研修」の開催 ・未就学児の支援について ・障害サービスへの充実	・集合形式で事業所同士のつながりの再構築ができた ・研修会を通して、事業所のスキルアップにつなげることができた
		就労部会	12	15名	支援学校、A型・就労移行事業所、就業・生活支援センター、市	・雇用機会の拡大 ・模擬面接企画、開催	・事業所情報交換 ・模擬面接会では20名の利用者に体験してもらうことができ、また、模擬面接官役で新たな一般企業と繋がることできた
		当事者部会	12	25名	市内居住地、通所、勤務先がある当事者、市	・当事者目録での施策指摘 ・近況報告 ・困りごとについての情報提供	・1回当たりの参加者が2、3名程度であり、参加者数の減少している ・若年層がいない、女性参加も少なかった
		就労支援部会	1	20名	相談員支援専門員7名、就労支援事業所職員11名、市職員2名		事業所職員が普段の支援で困っていることが把握できた。
		子ども支援部会	1	16名	相談員支援専門員7名、障がい児通所支援事業所職員6名、市職員3名		事業所職員が普段の支援で困っていることが把握できた。
		生活支援部会	0	-	-		-
		計画策定専門部会	3	4人/1回 4人/2回 3人/3回	障害者施設管理者、市	(1回目)障がい福祉計画更新に際して、国の指針と市民アンケート結果について確認 (2回目)計画の更新内容協議 (3回目)計画の更新内容協議、就労支援部会の開催について	障がい者基本計画・障がい福祉計画(障がい児福祉計画)の素案を作成。
		地域課題共有/発見会議	7	9名/回	国東保健部保健師、市役所保健師ほか	事例共有等	参加者が各々関わっている事例を共有し、支援方法や個別の事例から見えてきた課題を検討した。
		就労支援部会	6	11名/回	日出支援学校、障がい者就業・生活支援センター、障がい者相談支援事業所	就労に関する情報交換、先進地視察など	障がい者の就労に関する支援やコミュニケーションの向上を図るための活動について検討・実施を行った。
大 分 市	日出町	地域生活支援部会	6	7名/回	障がい者相談支援事業所、市役所障がい者支援係職員	防災対策と医ケア見対策を隔月で協議	医療的ケア児への支援体制等に関わることについて、パンフレット作成が完了したことから当部会をいったん解消した。防災に関わること(個別避難計画書の作成に向けて)について、地域との関わりをつくって取り組みを実施した。
		就労支援部会	0	-	-	-	-
		地域生活支援部会	0	-	-	-	-
		子ども支援部会	2	9人/2回	医ケア原コーディネーター、県東部保健所、町教委、町子育て支援課、町介護福祉課	医療的ケア児の情報共有 医療的ケア児に関する施策の研究	関係各所と連携が図られた。
		精神障がい者支援部会	3	12人/3回	相談支援事業所、保健医療関係者、訪問看護ステーション、社協、県東部保健所、町介護福祉課	入退院時の連携方法等の検討	事例検討を通して情報共有。
		就労支援部会	1	6名	障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、企業、就労継続支援事業所、相談支援事業所	・就労ピアサポートサロンの開催 ・社会資源ガイドブックのホームページ掲載 ・就労系福祉サービス事業所職員による意見交換会の開催	「就労系福祉サービス事業所の意見交換会」を開催し、今後、「就労ハスポート」の簡易版の作成に向けて取り組むこととした。
		生活支援部会	2	5名	障がい者団体、通所・入所事業者、社会福祉協議会、関係団体、相談支援事業者	・日中支援型共同生活援助事業所に対する評価・助言 ・緊急時支援事業に関する協議	緊急時支援事業における協力法人の確保に向け、国の報酬を活用した仕組みを導入することとした。
		子ども部会(医療的ケア児支援検討部会を含む)	4	5名	大分療育センター、大分こども発達支援センター、支援学校、相談支援事業者、大分市教育センター	・現状の課題整理を踏まえ、教育分野との連携方法等に関する協議	こども園や保育園の所長が集まる「所長事務連絡会」において、障害児通所支援事業等の周知を行った。
		差別解消推進部会	1	7名	障がい者団体、関係団体、当事者、当事者の家族	・障がい者理由とする差別に関する相談事例の共有など ・啓発活動や研修の実施	効果的な相談事例の収集や周知方法等が課題。
		相談支援部会	7	6名	(委託を含む)相談支援事業者	地区別部会に加え、分野別部会(「児童・医療的ケア児者」、「身体障がい」、「精神・知的発達障がい」)の開催	分野別部会において、今後必要とされる調査研究や取組について協議した。

令和5年度 市町村自立支援協議会【専門部会】 開催実績

地域	市町村	会議名	回数	委員人数/回	主な参加者の職種	市町村自立支援協議会【専門部会】 主な議題・活動	主な成果・課題
中 部	白根市	相談支援部会	10	9名	相談支援事業所、包括、市民後見センター、市相談支援事業所、包括、市民後見センター、市	事例報告 事例検討(事例検討案件、ヤングケアラー、地域生活支援拠点)	事例検討を通して意見の交換等を行い、相談支援専門員のスキルアップに繋がった。 「親ごね」後の支援について事例を出し合い協議することができた。
		就労部会	10	12名	就労支援関係の事業所、障がい者就労・生活支援センター、ハローワーク、支援学校、職業能力開発校、商工会議所、市	事業所間の情報交換及びネットワーキング構築 研修(大分県若者職業センターの協力をいただいて) 就労関係情報誌(ワークマガジン)の発行 障がい者就労説明会の実施	津久見市と合同部会開催 定例で発行している「就労関係情報誌(ワークマガジン)」を発行。商工会議所を通じて市内の事業者へ配布。 研修会やワークマガジンの作成を通じて部会員の見識向上や組織連携の強化に繋がった。
		児童部会	9	17名	相談支援事業所、障がい児支援施設、児童通所サービス事業所、白根市保育協議会、支援学校、教育委員会、保護者、児童委員、大分県中部保健所、市(子ども子育て課、福祉課)	市内の困りを持つケースの協議 支援者向けの「支援マップ」作成 さくらの杜高等支援学校視察見学	情報交換・ケース報告を通じて、情報や課題の共有・事業所間の連携強化に繋がった。 支援マップが完成したので、関係機関へ共有し、活用範囲の拡大を図りたい。
		地域生活部会	9	12名	相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、通所授産施設、介護保険サービス事業所、社会福祉協議会、保健所、市	事例検討 カラフルカフェ開催について協議 防災ハンドブックの配布	オレンジ(認知症)カフェの障がい者版である「カラフルカフェ」を企画7年目。今年度は毎月開催することができ、インスタや市の公式ラインで周知に努めた。福祉フォーラムの際のカラフルカフェでは災害時に役立つグッズ製作を行った。
		しごと部会	9	11人	就労支援事業所、相談支援事業所、ハローワーク、支援学校、高等技術専門学校、就業生活支援センター、一般企業	ワークマガジン作成、配布 情報交換、研修会	毎年発行するワークマガジンを完成させることができた。
		子ども部会	10	8人	保健師、臨床心理士、教育指導主事、相談支援事業所、家庭児童相談員、保育士	保育園等へ巡回訪問の実施	支援が必要なお子どもの早期発見に繋がった。
		くらし部会	3	13人	相談支援事業所、生活介護事業所、居宅介護事業所、家族会、障がい者相談員、身障協	障がい者、家族のための市内障がい支援事業所のパンフレット作製 障がい者の地域生活での困りごとを抽出・共有	障がい者、家族のための市内障がい支援事業所のパンフレット作中。 困りごと情報共有ができた。解決策の検討・実施が課題。
		子ども支援部会	7	18名	児童発達支援事業所・放課後等デイサービス、放課後児童クラブ、由布市保育連合会、大分県立由布支援学校、大分県中部保健所由布保健部、学校教育課、健康増進課、子育て支援課他	地域療育を充実するための関係機関のつながりの強化(情報共有) 「New-fusボーズ」の開催に向けて関係機関で協議 (種目・対象児等) 総合型地域スポーツクラブの見学(臼杵市)	各関係機関が「New-fusボーズ」大会にむけて、一緒に取り組むことができたので、横の連携強化ができた。 「New-fusボーズ」大会については、健常児と障がい児、保護者等が参加し、安全に配慮し、楽しく時間を共有する。 (参加者:児童14名、スタッフ約20名)(種目:ダンス、綱引き、玉入れ等)
		くらし支援部会	5	9名	障害者支援施設・グループホーム、居宅介護事業所・相談支援事業所・福祉課職員	第2回由布市つなぐアート展の開催にむけての協議 各委員情報共有・情報交換・障がい福祉計画等の策定に係る意見交換	由布市つなぐアート展の開催。(湯布院の力所/庄内/力所/坂間/力所)障がい者が20以上の作品を飾ることができた。また、庄内公民館祭りでは、多くのアートを飾ることができた。 おおいの障がい者芸術文化支援センター主催のオーファンアトリエが市内で行われたため、多くの障がい児を含む親子が参加した。(くらし支援部会でPR) 障がい児基本計画(案)策について、地域・くらしの課題を委員メンバーで意見交換することができた。
		しごと支援部会	4	6名	就労継続支援事業所、福祉課職員	由布市就労支援事業所(4事業所)体験会の実施にむけて協議 就労継続支援事業所での課題及び取組等の共有	由布市就労支援事業所体験会の実施 対象者及び場所:大分県立由布支援学校 中学部 市内の4事業所が職業体験として、シイダケのハック体験・タオルたたみ体験・ウッキーのラベル貼り、部品の解体作業などを中学校の生徒と体験できた。 安全に体験できる、参加者も事業所(就労している障がい者)とふれあい、経験を積みながら、今後の就労の一助として体験ができた。 また4事業所以外の市内事業所のPR/パンフレットを配布。(各ブースを体験できたら、お菓子を分けたり)
		相談支援部会	5	9名	相談支援事業所、福祉課職員	相談支援事業所の課題 介護支援専門員との情報共有 困難事例の対応	障がい相談支援と介護支援専門員と合同で研修会を開催。 (研修内容として「障害福祉サービス・災害の個別避難計画策定協力」等実施。24事業所28名参加) 障がい、介護の研修 困難事例の研修(精神障がい者相談支援研修会) 事例検討及び県自立支援協議会会長をオブザーバーとして開催。22名参加 相談員等の質の向上を図る。

令和5年度 市町村自立支援協議会【専門部会】 開催実績

区域	市町村	会議名	回数	委員人数/回	主な参加者の職種	市町村自立支援協議会【専門部会】 主な議題・活動	主な成果・課題
南 部	佐伯市	こども支援部会	5	21名	障害福祉サービス提供事業者、保健所、支援学校、市ほか	・スキルアップ目的の講演会の開催。 ・情報交換会及びケース検討会(対応に苦慮する事例等の検討) ・協議の場としての事例検討	昨年に続き講演会を実施した。 事業所間の意見交換、ケース検討会の結果、医療ケア児・不登校、行洪り児童の対応等課題が見えてきた。
		地域生活支援部会兼合同部会	6	15名	障害福祉サービス提供事業者、社会福祉協議会、市など	・緊急時の受け入れ、対応事業、体験の機会・場の提供事業について協議 ・協議の場としての事例検討	福祉サ―ビスの社会資源不足から介護保険事業所との合同研修や連携の必要性を感じた。観戦後、居住確保、成年後見など課題を協議した。
		サービス等利用計画部会	9	17名	指定一般相談事業者、社会福祉協議会、市など	・事例検討 ・サービス提供体制の課題整理 ・相談支援の質の向上 ・地域移行、地域定着支援推進	福祉サ―ビスの社会資源不足から介護保険事業所との合同研修や連携の必要性を感じた。観戦後、居住確保、成年後見など課題を協議した。
		就労支援部会	6	23名	障害福祉サービス提供事業者、公共職業安定所、支援学校、市など	・啓発活動(広報誌発行) ・企業との交流(見学会、面接会等) ・協議の場としての事例検討	見学会や面接会、地域連絡会議等を通じて企業との関わりを深めることができた。また、事例検討により、障がい者就労の課題が抽出された。
		権利擁護・虐待防止部会	10	16名	障害福祉サービス提供事業者、社会福祉協議会、市など	・権利擁護と成年後見制度の周知 ・市内の不慣れスポットの調査、検討 ・虐待事例の検討	研修会参加を通じて、部委員のスキルアップを図った。 令和6年度は、地域生活支援部会の中で活動を行う。
		地域生活支援部会	5	15人	障がい者福祉事業所・社会福祉協議会・学校教育課・子育て世代包括支援センター	・事業所対抗ポッチャ大会 ・朝なきあ講演会 ・サービス資源マップ作成	朝なきあ講演会では、講師自身も障がいを持つ子どもの親であり、生の声を聞きながらも勉強になったと好評だった。ポッチャ大会では、事業所同士の交流ができた。
		就労支援部会	4	14人	ハローワーク・豊肥保健所・支援学校・障害福祉事業所	①障がい者雇用に向けた学習会 ②事業所同士の見学、学習会 ③合同企業面接会への参加促進 ④高校へのアプローチ	竹田市商工会議所と連携し、障がい者雇用に関する学習会を2回開催。事業所同士の連携を深める目的で各事業所から障がい者などを発表してもらい、協議した。
		児童支援部会	5	13人	サービス提供事業者(管理者、サービス管理責任者、相談支援専門員)、主任・児童委員、こども園園長	相談支援ファイル(そだちのアルパム)の普及・改善への取組み	そだちのアルパムにかかる啓発チラシを作成した。
		就労支援部会	7	15人	就労系事業者、ハローワーク、就業・生活支援センター・学校関係者等	・就労支援ガイドブック(案)の作成 ・支援学校のワーキングフェアの見学 ・事業所訪問 ・研修会実施 等	関係機関の連携を深めることができた。
		生活支援部会	5	11人	地域団体、サービス提供事業者、医療機関、市	・人材不足に関する各事業所の課題 ・介護人材の受入について ・研修会実施等	関係機関の連携を深めることができた。
豊 肥	豊後大野市	相談支援部会	12	15人	相談支援専門員	事例検討、研修会、法改正についての勉強会	事例検討を通じて、市内の課題を共有。障害者の余暇活動として参加できる社会資源(福祉サービス以外)の利用も考えた上で利用計画を立てる必要性などの意見がでた。

令和5年度 市町村自立支援協議会【専門部会】開催実績

区域	市町村	市町村自立支援協議会【専門部会】						
		会議名	回数	委員人数/回	主な参加者の職種	主な議題・活動		
西 部	日田市	就労・移送部会	6	10人程度/回	就労継続支援事業所、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、支援学校、高等技術専門学校、ハローワーク等(部会内容によって出席機関を選出)、基幹相談支援センター、市	<ul style="list-style-type: none"> ○就労支援について支援者側のスキルアップと個別支援計画の充実について ○個別支援計画研修会の開催 ○障害者雇用に関する相互理解促進について ○企業セミナー開催 		
		住むこと部会	5	7人/回	相談支援事業所、障害福祉サービス事業所(入所施設)、基幹相談支援センター、市	<ul style="list-style-type: none"> ○グループホームの空きが少ないことについて ○グループホームの状況確認と協議 ○地域生活を支える資源不足について ・日中一時支援事業、日中過ごせる居場所について協議 		
		こども部会	4	13人/回	相談支援事業所、障害福祉サービス事業所(児童系)、支援学校、保健所、教育委員会、基幹相談支援センター、市	<ul style="list-style-type: none"> ○長期休暇の過ごし方について ○医療的ケア児支援のための関係機関の協議について ○ひたっこ支援ファイルの活用について ○ファイルの担当課との情報共有と意見交換 ○テコロジーオンバスの実施 ・事業所利用者が作成した作品を日田バスの車内にお飾りとして装飾する。 		
		相談部会	6	14人/回	相談支援事業所、基幹相談支援センター、市	<ul style="list-style-type: none"> ○相談体制の周知、啓発、充実 ・個別避難計画を通じての地域とのつながりを作り、地域理解促進や資源開発を検討。 ・事例検討会 ・相談支援の負担軽減について受入れい状況や業務についての見直し ○資源開発 ・新しい事業等の情報共有 		
		防災部会	0	-	-	-	-	
		広報部会	0	-	-	-	-	
		九重町	玖珠町					

令和5年度 市町村自立支援協議会【専門部会】開催実績

地域	市町村	会議名	回数	委員人数/回	主な参加者の職種	主な議題・活動	主な成果・課題
北 部	豊後 高田市	地域生活支援部会	5	12名	社会福祉協議会、保健所、包括支援センター、親の会、ヘルパー事業所、当事者など	<ul style="list-style-type: none"> 災害時個別避難計画の完成 オンライン中茶会の開催 中茶会…当事者から主体的な意見を出すことができるリーダーを養成することを目指した会議 	<p>成果…災害時個別避難計画の完成に向けた部会の協議に加え、災害が起こったときを想定した避難訓練を実施。備蓄や避難時に必要となる物品の確認、避難ルートを個別に移動するなどリアルタイムある訓練を行うことで緊迫した状況での判断の困難さを体験。新たな課題の発見など、防災意識の向上を図った。</p> <p>【中茶会】…計画作成に当たり、防災部局や地元自主防災組織との協議が必要。中茶会では今回オンライン開催となったが、今後は対面実施を予定。活動資金について、どう工夫していくかが課題。</p>
		就労支援部会	1	23名	就労系事業所、ハローワーク、支援学校、就業、生活支援センター、一般企業など	<ul style="list-style-type: none"> 就職説明面接会の開催 研修企画（事業所見学、意見交換会） 余暇支援（映画鑑賞） 利用者支援スキルアップセミナー（身だしなみについて） 	<p>成果…就職説明面接会の開催、研修の開催、スキルアップセミナーの開催</p> <p>課題…就職面接会について、会場の駐車場確保が課題。一般企業との連携構築、各団体との情報交換の確の確保。</p>
		相談支援部会	5	17名	相談支援事業所、保健所保健師	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援の資質向上に向けた事例検討 	<p>成果…R5年度は「社会資源」を通常のテーマとして、支援にあたって世代毎に必要なとなる資源についてGW-事例検討を行った。</p> <p>課題…GW-事例検討の結果、資源の確保や、施策に結び付ける段階まで至っていない。</p>
		子ども部会	6	25名	親の会、サービス提供事業所、相談支援事業所、児童相談所、保健所等	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに取り巻く多機関連携のための、支援体制の整備・その検討を行う。（事例検討、情報共有） 	<p>成果…講演会の実施（会場開催、アンガーマネジメントがテーマ）</p> <p>R5年度は「中津市にある相談支援体制の確認」として、部会員が所属している機関の業務や役割を共有。5回目の部会では、それまでの取り組みを踏まえた事例検討（他市事例をリメイクし、中津市だったらどういう支援が可能かエコマップの作成を通じてGW）</p> <p>課題…部会員の権（主に事業所職員）から、何をテーマに部会運営を行っていくか苦慮があった。R5年度は多機関連携に主軸を置いて、勉強会のような形で部会員のテーマ意識を醸成。また、具体的な施策に結びつけるような意見協議が難しい状況にある。（R6年度は部会員を通所事業所とそれ以外に分けて運営予定。）</p>
		地域生活支援部会	2	8人	相談支援専門員、精神保健福祉士、看護師、社会福祉協議会、自立相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> 第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定について 事例検討 成年後見制度について 	<p>計画策定に向けた検討やアンケート結果の共有、事例検討により、地域課題や困難事例の支援方法のあり方について課題を共有できた。</p>
		就労支援部会	2	13人	相談支援専門員、就労支援事業所、商工会議所、ハローワーク、就労支援員	<ul style="list-style-type: none"> 第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定について 障害施設からの優先調達推進について 	<p>計画策定に向けた検討やアンケート結果の共有、事例検討により、地域課題や困難事例の支援方法のあり方について課題を共有できた。</p>
		子ども部会	2	12人	児童通所事業所、相談支援専門員、指導主事、保健師	<ul style="list-style-type: none"> 第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定について 制度・事業所紹介冊子のリニューアル インクルージョンの推進について 	<p>計画策定のための検討や支援、移住世帯が増えることに伴う新たな課題の共有ができた。児童向けのサーベイス紹介の冊子をリニューアルできた。</p>
		相談支援部会	2	10人	相談支援専門員、グループホーム運営担当者、隣保館、社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定について 地域生活支援拠点等整備事業について 	<p>計画策定に向けた検討やアンケート結果の共有、事例検討により、地域課題や困難事例の支援方法のあり方について課題を共有できた。</p>

令和5年度 市町村自立支援協議会【専門部会】開催実績

地域	市町村	協議会名	回数	委員人数/回	主な参加者の職種	市町村自立支援協議会【専門部会】 主な議題・活動	主な成果・課題
北部	宇佐市	こども支援部会	4	17人/回	児童発達支援センター、発達障がい者支援専門員の会、巡回支援専門員、支援学校、宇佐市小中学校特別支援教育専門部会、スクールソーシャルワーカー、相談支援事業所、保育園、こども園、委託相談支援事業所、行政などの関係者	福祉事業所（療育の場）見学会の実施 障がい者計画等の策定に向けた意見交換 不登校児童生徒、ヤングケアラーについての意見交換（現状）についての情報共有と日頃の連携について 子育てのしおりについて 医療的ケア検討会議について	療育の場について、保護者、教育関係者等により見学会を行い、事業所の様子や支援内容について周知を図れた。 障害児通所支援事業所の意見交換会では、児童の動きの情報共有や、各事業所における支援内容などの情報提供などを行い、事業所における支援力向上を図った。
		こども支援部会 医療的ケア検討会議	3	21人/回	医療機関、サービスマニュアル、訪問看護事業所、保健所、保育所、こども園、学校、教育委員会、委託相談支援事業所、行政などの関係者	支援学校の看護師配置の現状について 学校や事業所にて行う医療的ケアについての医師の指示書について 介護職員等による吸引等について指導看護師による実地研修の仕組み 宇佐市内小中学校での医療的ケア体制整備について（市立小中学校医療的ケアガイドブック案）について情報共有	関係機関が集まることで、市内の医療的ケアが必要な方への支援を通して上がっている課題を共有し、事務局が中心となり、課題の解決へ向け、取り組みを行うことができた。地域、小中学校へ通うためのケアの体制について関係者が連携を図り、R6年度からの対象児童の支援に繋げることができた。
		就労支援部会	4	21人/回	就労継続支援事業所、相談支援事業所、宇佐支援学校、行政などの関係者	A型・B型こども意見交換会の開催 宇佐支援学校との連携 福祉事業所（働く場）見学会の実施 進路連携会議 進路説明会 就労カフェの開催 日中活動の場意見交換会について 一般就労について	事業所の意見交換会を実施し、横のつながりができた。課題を定期的に協議する場は必要との意見をいただいている。 宇佐支援学校卒業後の就労支援事業所の利用についての、関係機関の連携を図った。
		相談支援部会	6	19人/回	相談支援事業所、市職員	地域生活支援拠点利用者の登録について などを協議、事例検討	介護保険移行などについて、各事業所への周知を図ることや、事例検討により支援の幅を広げることができた。
		精神保健福祉部会	5	13人/回	医療機関、サービスマニュアル、訪問看護事業所、相談支援事業所、行政などの関係者	①介護保険制度と高齢者の入所系施設について ②介護予防の実際と障がいのグループホームでもできる介護予防について	市の介護保険制度と連携を図り、制度を利用するための手順等の説明を受けたり、宇佐市の介護予防取り組みを参考に、宇佐市地域リハビリテーション支援センターの理学療法士より、介護予防に活用できる体操をレクチャーしていただき、事業所で実践することで、高齢分野への理解を深めることができた。
		地域生活支援部会	3	14人/回	サービスマニュアル、相談支援事業所、行政などの関係者	拠点員会、研修委員会、防災委員会での協議内容を集約し、全体会への報告、提案のため協議、検討を行った。	今年度より、部会を委員会に先駆けて開催し、第10回目の部会で前年度に決めた取り組み内容について確認し、各委員会が連携を図りながら、取り組みを行うことができた。しかし、委員会のあり方について、見えてきた課題についてより良い形に変えていくことも必要ではとの意見もあり、今後検討していくこととなった。
		地域生活支援部会 拠点委員会	4	9人/回	サービスマニュアル、相談支援事業所、行政などの関係者	拠点機能事業所や対象者の登録に向けて、事前登録対象者、仮登録（仮称）の対応となると思われる方への抽出、緊急時の受け入れ、対応機能について	地域生活支援拠点等の5つの機能をアップデートしていく為にPDCAサイクルを活用した協議を継続していく必要がある。抽出された登録者の事前登録に向けての働きかけを行った。
		地域生活支援部会 研修委員会	4	8人/回	サービスマニュアル、相談支援事業所、行政などの関係者	施設連絡協議会と連携し、身近な地域での研修体制（OJT体制）の構築に向け、研修内容等の検討。	施設連絡協議会や拠点委員会と連携し、施設員への独自研修を実施した。（2回） 地域での研修会のお知らせを定期的に行ったり、実施してきた研修会のDVD等の貸し出しの周知を図っていくことで、地域でのOJT体制の確立に向けた検討が必要。
		地域生活支援部会 防災委員会	3	9人/回	サービスマニュアル、相談支援事業所、行政などの関係者	本人やその家族の方の災害時の行動についての意識向上の取り組みについて（サービスマニュアル）の項目追加について検討 日田市との防災についての意見交換会（オンライン会議）	来年度、サービスマニュアルの項目追加については、第4回の全体会にて報告、提案するも、協議の結果、協議会の防災委員会では、R5年度に指定された、指定福祉避難所の取り組みについて検討していくこととなる。
		当事者ワーキング	4	21人/回	当事者、支援者、相談支援事業所、社協、ボランティア団体、行政などの関係者	当事者の防災について考えることをテーマに検討し、当事者の防災意識の向上を目的にワーキング主催で防災についての研修会を開催した。	「視点が変わる事で安心に繋がる防災」と題して別府市の取り組みについて、自立支援センターの五反田氏よりお話しいただく。当事者の方、民生委員の方など80名を超える方が参加される。ワーキングの任り方について、今後3年間で検討していくことが必要。

2 令和6年度 市町村自立支援協議会 開催計画

市町村	東部						中部			豊肥		西部			北部			
	別府市	杵築市	国東市	姫島村	日出町	大分市	臼杵市	津久喜市	由布市	佐伯市	竹田市	豊後大野市	日田市	九重町	玖珠町	中津市	豊後高田市	宇佐市
全体会	4	2	1	1	3	2	4	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	5
定例会	未定	12	1	—	12	—	—	—	—	—	2	—	—	4	—	—	—	—
事務局会議	12	予定なし	12	—	12	—	4	2	6	12	未定	12	12	12	12	12	—	7
相談	—	—	地域課題共有／発見会議 7	—	—	相談支援部会(未定)	相談支援部会 10	—	相談支援部会 3	サービスイテ利用計画部会 10	相談支援部会 12	相談部会 6	—	—	相談支援部会 5	相談支援部会 2	相談支援部会 6	
	就労部会 12	就労支援部会 3	就労支援部会 6	—	就労支援部会 2	就労支援部会(未定)	就労部会 10	しごと部会 10	しごと支援部会 4	就労支援部会 10	就労支援部会 6	就労・移送部会 6	就労支援部会 4	—	就労支援部会 1	就労支援部会 2	就労支援部会 4	
子ども	子ども支援部会 12	子ども支援部会 3	—	—	子ども支援部会 3	子ども部会(医療的ケア児支援検討会を含む)(未定)	児童部会 10	子ども部会 11	子ども支援部会 6	子ども支援部会 10	児童支援部会 5	子ども部会 4	—	—	子ども部会 6	子ども部会 2	子ども支援部会 4	
	地域生活支援部会 12	生活支援部会 1	地域生活支援部会 6	—	地域生活支援部会 3	生活支援部会(未定)	地域生活部会 10	くらし部会 5	くらし支援部会 5	地域生活支援権利擁護部会 10	生活支援部会 5	住心こ部会 5	—	—	地域生活支援部会 5	地域生活支援部会 2	地域生活支援部会 3	
精神関係	—	—	—	—	精神障がい者支援部会 3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	精神保健福祉部会 5	
	当事者部会 12	—	—	—	—	差別解消推進部会(未定)	—	—	—	—	—	—	—	広報部会(未定)	—	—	地域生活支援部会・拠点委員会 4 ・研修委員会 4 ・防災委員会 3 医療的ケア検討会議 3 当事者ワーキング 4	
その他	—	—	—	—	—	差別解消推進部会(未定)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

令和6年度 大分県自立支援協議会 開催スケジュール

	委員の任期	令和6年												令和7				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
自立支援協議会	R5.6.1 ～ R7.5.31					会議												会議
相談支援・研修部会	R5.7.1 ～ R7.6.30	会議		事務局会議	事務局会議	事務局会議	事務局会議							事務局会議	会議			
地域移行専門部会	R5.7.1 ～ R7.6.30				会議													会議
精神障がい者地域移行ワーキング	R5.7.1 ～ R7.6.30				会議													会議
子ども部会	R5.7.1 ～ R7.6.30				会議													会議
市町村担当者会議	-			会議														会議

※令和6年度の取組予定

自立支援協議会	市町村の自立支援協議会等の取組状況把握・助言指導、アドバイザー派遣事業（基幹相談支援センターの設置、地域生活支援拠点等の整備・運用）、市町村自立支援協議会で明らかになった課題の検討 等
相談支援・研修部会	研修体制の検討、市町村や専門員との連携強化、基幹相談支援センターの設置促進及び機能の充実・強化に向けた支援 等
地域移行専門部会	にも包括の推進に向けた精神障がい者地域移行WGとの連携及び協働、居住支援協議会との連携、障害児入所施設に入所する障害児の移行状況の把握・課題整理、地域生活支援拠点等整備への助言 等
精神障がい者地域移行ワーキング	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに係る協議の場設置・活性化の推進、地域移行支援・地域定着支援の推進、医療と地域の連携の推進 等
子ども部会	医療的ケア児・発達障がい児の支援のあり方等検討 等
市町村担当者会議	市町村担当者間の連携推進、市町村の取組の均てん化（優良事例の提供等）、情報共有・連携の推進 等

議題 2

地域生活支援拠点等の検証・検討及び 基幹相談支援センターの整備の促進に ついて

○地域生活支援拠点等の整備

- ・ 制度概要
- ・ 市町村の整備状況
- ・ アドバイザー派遣事業の状況
- ・ R6 報酬改定について

○基幹相談支援センター

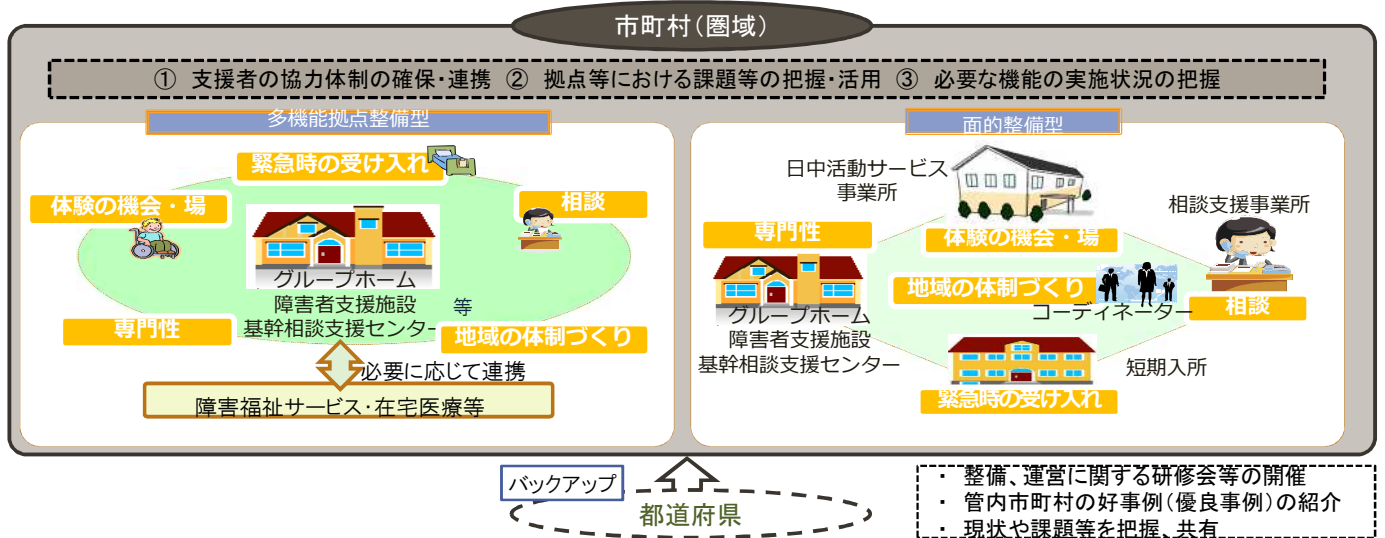
- ・ 制度概要
- ・ 市町村の整備状況

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



地域生活支援拠点等の趣旨・期待される役割等（イメージ）

背景・趣旨

重度化・高齢化への対応や、親亡き後も見据えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図り、安心して生活することができる地域体制の構築

期待される役割

地域生活における
安心の確保

地域生活への
移行・継続の支援

※拠点等には、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる機能の整備が期待される

備えるべき機能

①相談（緊急時の相談・事前の支援対象者（※）の把握）

②緊急時の受け入れ・対応

※特に、重度障害、医療的ケア等が必要なため、受入が難しく支援が必要な者

③体験の機会・場の確保 ※親元からの自立、施設・病院からの地域移行ニーズの把握・利用へつなげる

④専門的人材の確保・養成 ※グループホームや短期入所等における重度障害・医療的ケア等に対応できる人材

⑤地域の体制づくり

“親なきあと”の不安解消とサービス体制の構築

【背景】障がいがある方の「親なきあと」の漠然とした不安

- 親が子どもを見られない状況になったとき、どうやって生活していくのか？
- お金で困らないようにするにはどうしたらいいのか？

- 緊急時には対応してもらえるのか？
- 前もってグループホームや一人暮らしの体験をさせておきたい 等々

漠然とした不安の解消

いつでもどこでも相談できる体制づくり 親なきあと相談への支援体制の強化

■「親なきあと相談員」のネットワーク化と支援体制の構築

○「親なきあと相談研修会」の開催（7地域×2回）

【目的】

- ・親なきあと相談員と関係機関の連携・協働しやすい体制の構築
- ・親なきあと相談員等のスキルアップ・フォローアップ
- ・地域の専門人材との顔の見える関係づくり

【実施内容】

- ・各地域の事業団の「親なきあと相談員（相談室）」を中心に、地域の関係機関を交えて、事例検討や情報交換を行う
- ・研修会には、地域内の専門家（弁護士等）の参加を依頼

R5年度受講者数：計89人

○「親なきあと相談会」への参加（18市町村×年1回）

【目的】

- ・保護者が「親なきあと相談」を行うきっかけづくり
- ・市町村が独自に相談会を開催する機運づくり

【実施内容】

- ・市町村が開催する相談会に事業団の「親なきあと相談員」が出張し、助言・指導等を行う。

【R5実績】
回数：13回
派遣人数：のべ22人
相談件数：20件

■専門的な相談内容への対応（スーパーバイザーの配置）

■当事者向けリーフレット、エンディングノートの作成

サービス体制の構築

地域生活で支えるサービス提供体制づくり 地域生活支援拠点等整備の促進等

◆地域生活支援拠点等の整備の促進

障がい者の重度化・高齢化や「親なきあと」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成等）について、市町村が中心となって地域の実情に応じて整備する。

<第7期障がい福祉計画に係る基本指針>

「令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、（略）年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。」

◆基幹相談支援センターの設置の促進

各市町村において、総合的な相談支援や地域の相談支援体制の強化、地域づくりの役割などを担う基幹相談支援センターを設置する。

■市町村への支援

○アドバイザー派遣事業

【目的】・広域的な見地から助言や情報提供を行い、地域の支援体制の強化を図る。

【実施内容】

- ・運用状況の検証・検討
- ・課題解決に向けた助言・指導
- ・他市町村における好事例の紹介 など

非公開

県内アドバイザー派遣事業

市町村における自立支援協議会の運営の円滑化・活性化及び地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制等の整備を推進するため、県から市町村自立支援協議会等に県内アドバイザーを派遣する。

期待される効果

- ・ 自立支援協議会の運営に関するアドバイスや他の地域の現状をアドバイザーから直接聞くことで、当該地域の自立支援協議会の活性化に繋がる。
- ・ 専門的な事案で、行き詰まっている案件について、各分野の専門家からアドバイスをもらうことで、当該地域の課題解決に繋がる。

事業の仕組み

① 県内アドバイザーの定義

- ・ 県内における各分野の専門家等を「県内アドバイザー」と位置づける。
- ・ 資格要件等は求めず、自立支援協議会の活性化等のために有用なアドバイスをする専門家に依頼する。
- ・ 市町村からアドバイザー派遣の申込みがあった場合は、大分県自立支援協議会事務局において審査を行った上、アドバイザーへ依頼する。

② 県内アドバイザー名簿

- ・ アドバイザーの氏名、所属、アドバイスが可能な分野及び派遣が可能な地域を記載した名簿を作成し、必要に応じ情報開示を行う。

③ 派遣までのながれ

- ・ 市町村からの申込みにより、県はアドバイザーを市町村自立支援協議会等に派遣する。
- ・ アドバイザーは、自立支援協議会の運営方法や専門的な内容について助言する。

令和5年度 地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討について

大分県障がい福祉計画（第6期）

○ 地域生活支援拠点等の整備及び市町村への支援

各市町村又は各障がい福祉圏域に設置された地域生活支援拠点等の機能充実のため、**年1回以上の運用状況の検証・検討を行い、広域的な見地から助言や情報提供等必要な支援を行います。**

運用状況の検証・検討

■ 検証方法

アドバイザー派遣（同行）による助言指導を実施（7市町村）

○ アドバイザー派遣事業

【目的】

- ・ 相談支援等に関し専門性の高いアドバイザーを派遣し、広域的な見地から助言や情報提供を行い、地域の相談支援体制の強化を図る。

【実施内容】

- ・ 課題解決に向けた助言・指導
- ・ 他市町村における好事例の紹介 など

【派遣アドバイザー】

- ・ 社会福祉法人清流会
相談支援事業所ルポーズ 石川 博一 氏
- ・ 社会福祉法人すぎのこ村
Beeすけっと 石松 聡美 氏

（参考）令和5年度県内アドバイザー派遣実績（地域生活支援拠点等の運用状況の検証）

	派遣日	時間	派遣先（用務地）
1	令和6年1月12日（金）	10時30分～11時30分	豊後高田市役所
2		14時00分～15時00分	国東市役所
3	令和6年1月18日（木）	10時00分～11時00分	杵築市役所山香庁舎
4		13時30分～14時30分	日出町役場
5	令和6年1月25日（木）	10時30分～11時30分	佐伯市役所
6		13時30分～14時30分	津久見市役所
7	令和6年1月26日（金）	14時00分～15時00分	竹田市役所

■ R6年度のアドバイザー派遣においては、基幹相談支援センターの整備もについてもあわせて助言を行う

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- ・ 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
＜職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し 等＞
- ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
＜地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月＞
- ・ 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
＜基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）
＜障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月 等＞
- ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）
＜虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等＞
- ・ 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
＜栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長＞
- ・ 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し
＜基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円＞
- ・ 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）
＜管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等＞

2 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

- ・ 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価
＜特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加＞
- ・ 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
＜入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6⇒ 区分4以上＞
- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
＜居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等＞

3 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- ・ 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入
＜生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける＞
- ・ 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）
＜人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等＞
- ・ 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価
＜緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位 ⇒ 270単位 等＞
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進
＜医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等＞

4 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- ・ 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
＜意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等＞
- ・ 施設における10人規模の利用定員の設定
＜基本報酬で対応。生活介護も同様の対応＞
- ・ 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設
＜地域移行支援体制加算【新設】＞
- ・ グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価
＜自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し
＜グループホームの基本報酬の見直し＞
- ・ グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ
＜運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化＞

2

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- ・ 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
＜職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し 等＞
- ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
＜地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月＞
- ・ 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
＜基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）
＜障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月 等＞
- ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）
＜虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等＞
- ・ 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
＜栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長＞
- ・ 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し
＜基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円＞
- ・ 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）
＜管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等＞

2 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

- ・ 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価
＜特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加＞
- ・ 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
＜入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6⇒ 区分4以上＞
- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
＜居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等＞

3 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- ・ 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入
＜生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける＞
- ・ 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）
＜人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等＞
- ・ 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価
＜緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位 ⇒ 270単位 等＞
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進
＜医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等＞

4 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- ・ 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
＜意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等＞
- ・ 施設における10人規模の利用定員の設定
＜基本報酬で対応。生活介護も同様の対応＞
- ・ 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設
＜地域移行支援体制加算【新設】＞
- ・ グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価
＜自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し
＜グループホームの基本報酬の見直し＞
- ・ グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ
＜運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化＞

2

地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。(別紙参照)

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月 *拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限
(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 100単位/日

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所(加算)100単位/日 *拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所(加算)200単位/日 *連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。(訪問系サービス等)

③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。(1月に3回を限度)

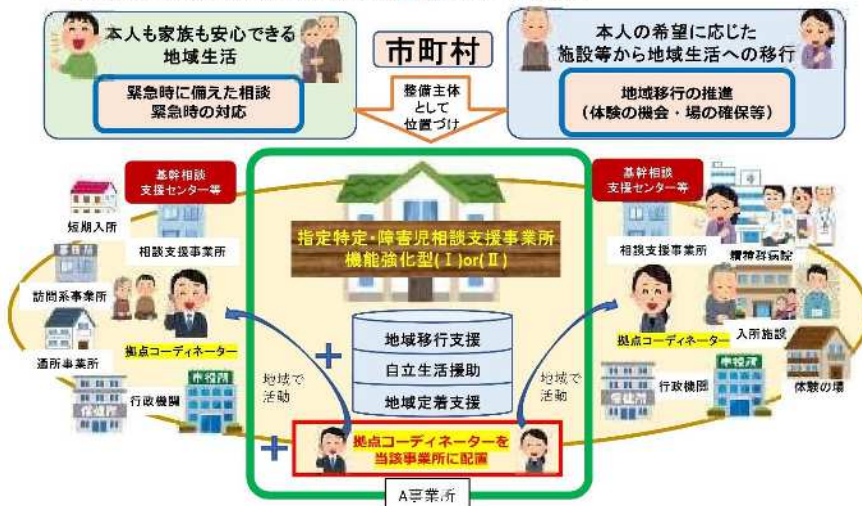
【新設】施設入所支援 地域移行促進加算(Ⅱ) 60単位/日



令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改訂内容」より

拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が単独で配置する場合



【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

- 以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。

① 計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。

② 計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。)、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関(基幹相談支援センター等)において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。

* 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。

【拠点コーディネーターの役割(例)】

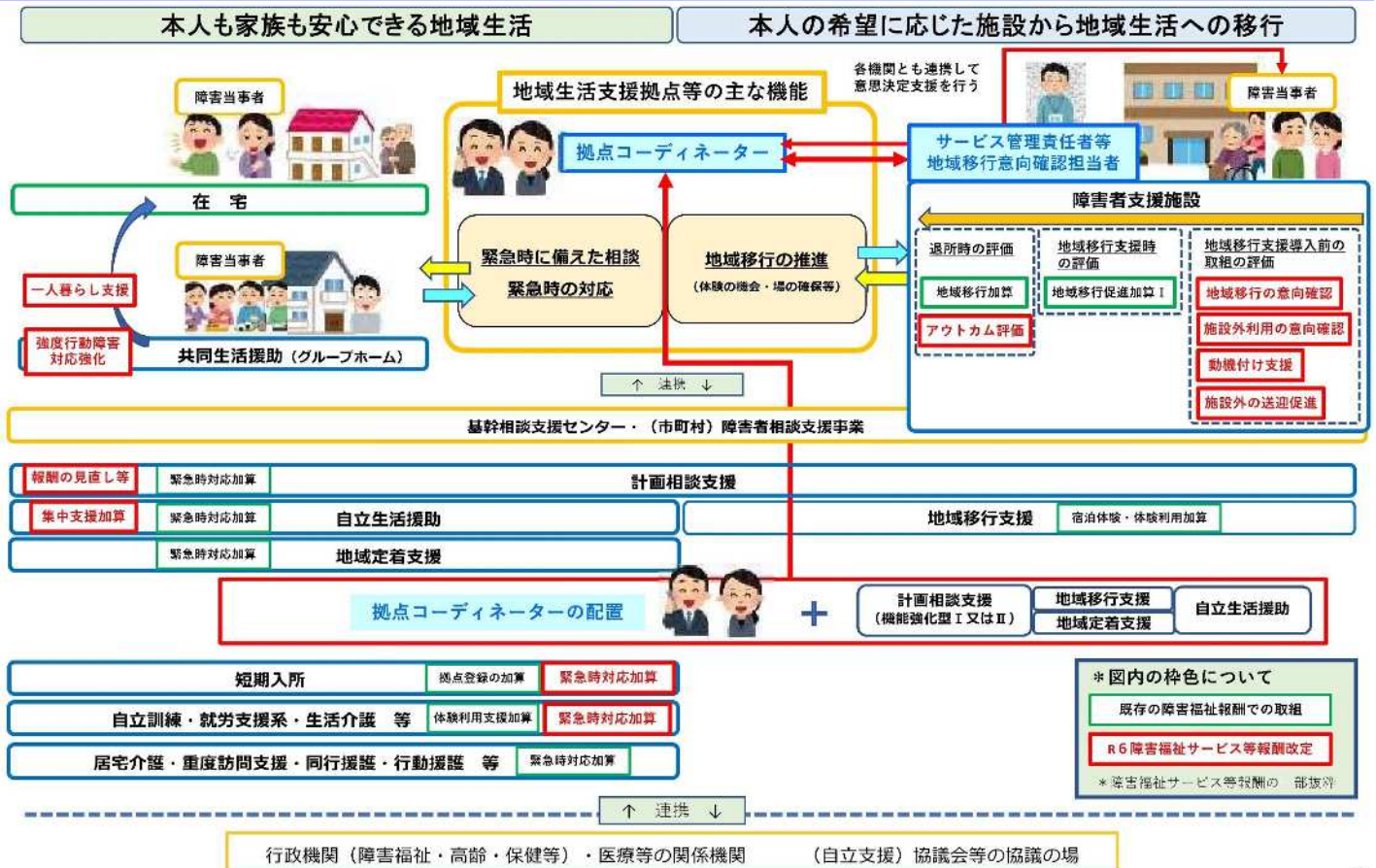
- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村(自立支援)協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の、地域における連携体制の構築。
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

- * 拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。
- * 本報酬は法第77条第3項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改訂内容」より

障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）



令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改訂内容」より 9

障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

○ 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

① 運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
 - ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
 - ②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】
地域移行等意向確認体制未整備減算 5 単位/日

② 基本報酬の見直し

○ 利用定員の変更をしやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】						【見直し後】					
利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下	利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位	40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位	41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位	51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位	61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
						71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
						81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。
 - 【新設】** 地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位/日
- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。
 - 【新設】** 地域移行支援体制加算 例：利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位/日
- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

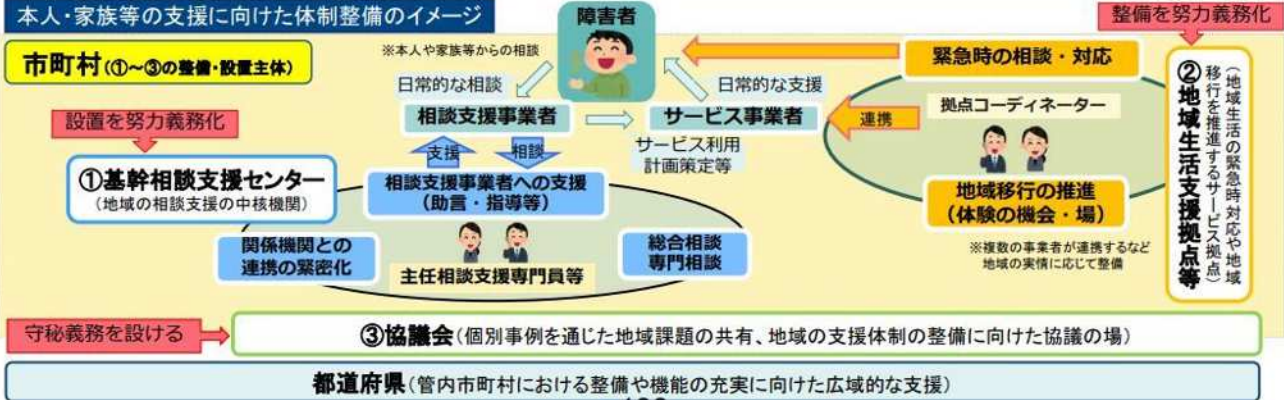
現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%)、基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。 ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

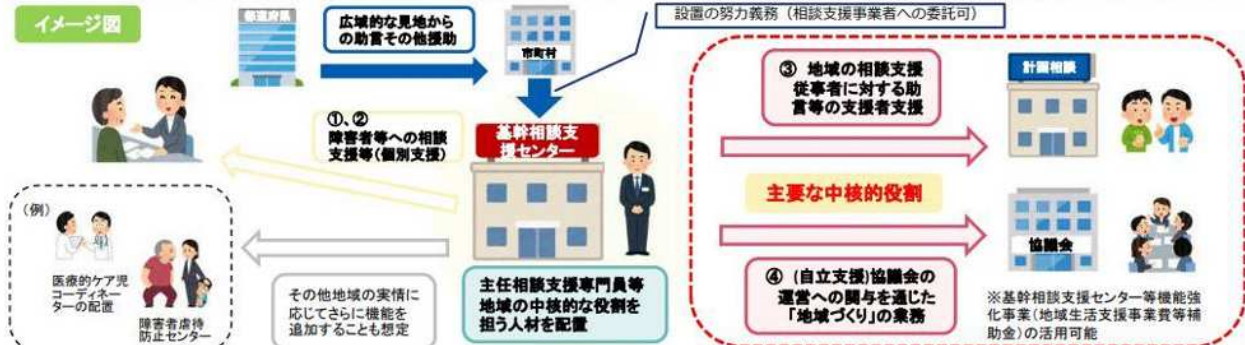
基幹相談支援センターの事業・業務等 (障害者総合支援法第77条の2)

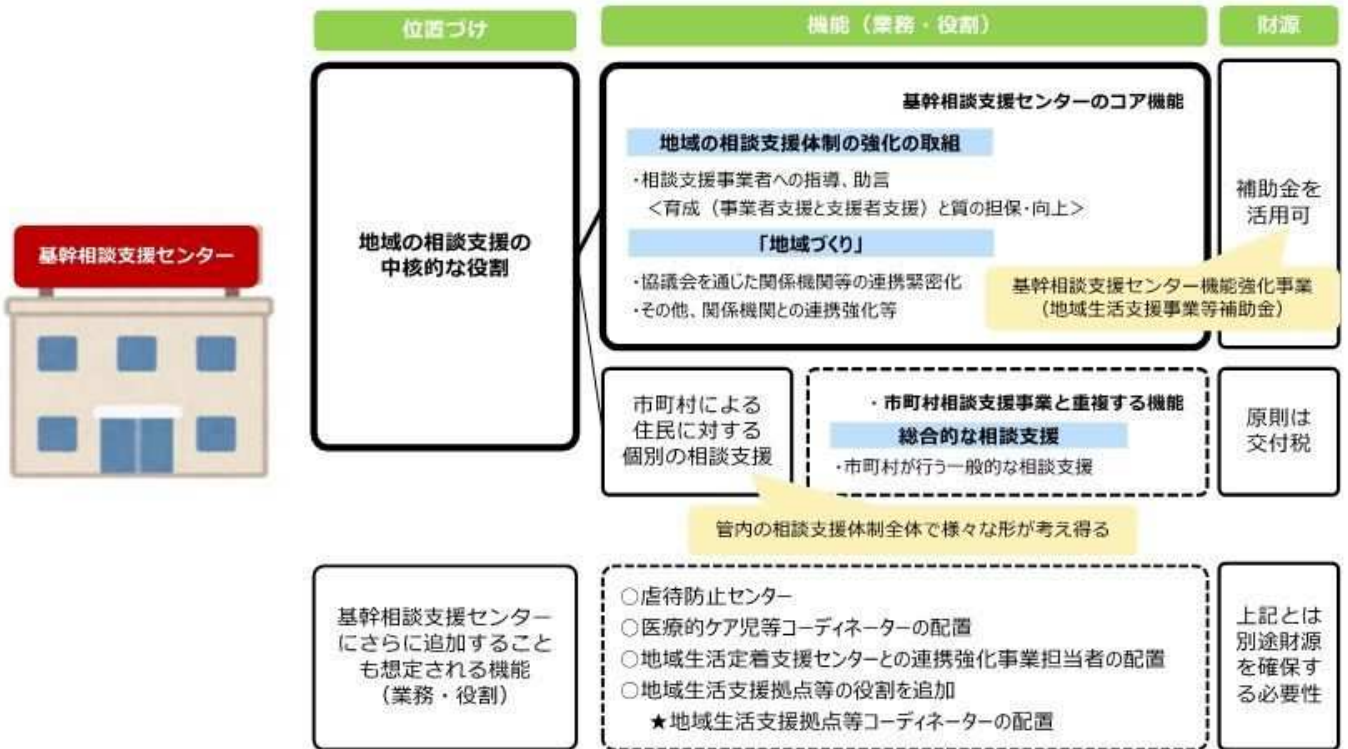
※令和6年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努めるものとする**。(法第77条の2第2項) **新**
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする施設。(法第77条の2第1項) ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する業務**)
- ※ **都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるもの**とされている。(法第77条の2第7項) **新**

③④が主要な「中核的な役割」

イメージ図

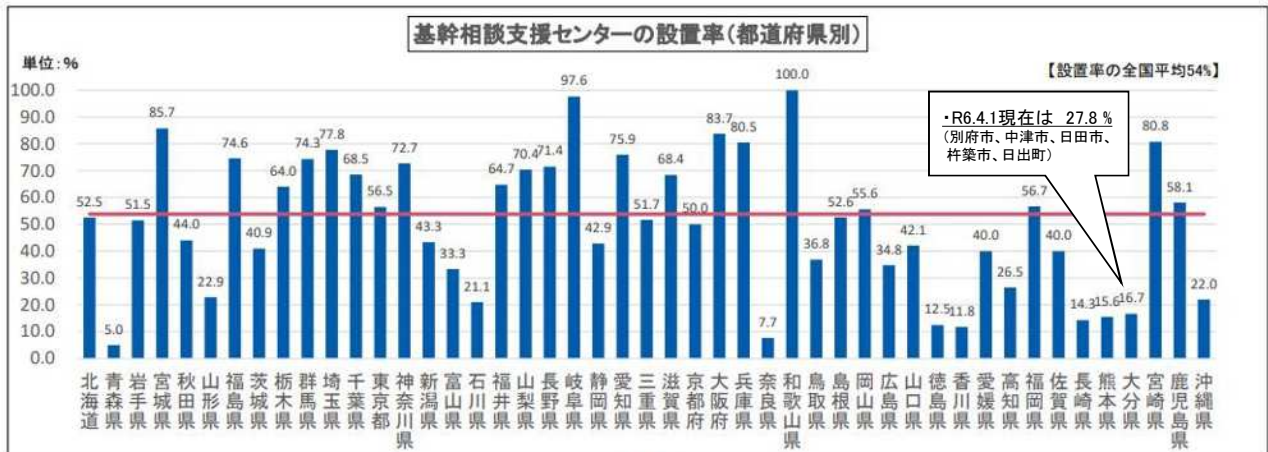
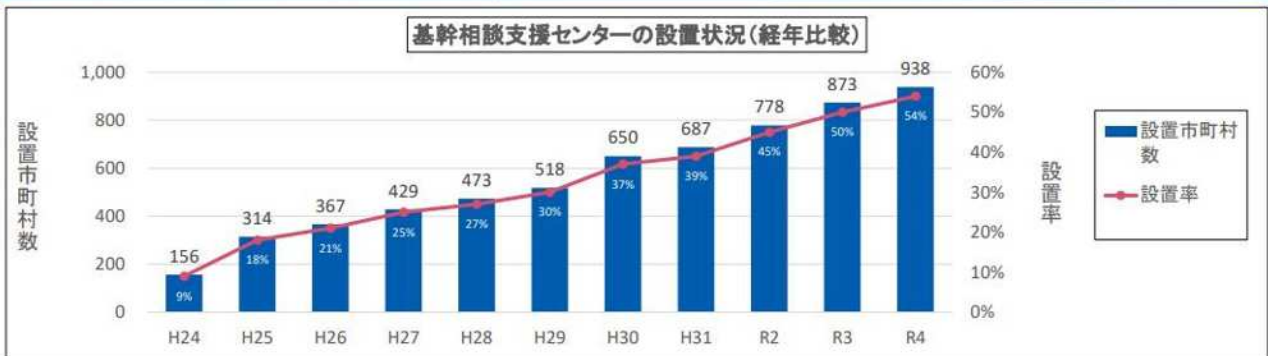




出典：令和5年度相談支援従事者指導者養成研修資料

基幹相談支援センターについて ※精査中

関連資料4



議題 3

虐待防止の強化に向けた課題等について

- ・ 県内の虐待件数及び制度概要等
- ・ 課題と今後の取組に関する意見交換

虐待判断事例件数の推移

令和4年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書

1 養護者による障害者虐待

	① 相談・通報件数							② 事実確認調査件数						③ 虐待判断事例件数							
	H30	R1	R2	R3	R4	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H30	R1	R2	R3	R4	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H30	R1	R2	R3	R4	5ヶ年合計	5ヶ年平均値
大分県	45	48	56	70	54	273	54.6	13	19	44	53	57	186	37.2	2	4	5	11	11	33	6.6
全国計	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	33,632	6,726.4	4,667	5,002	5,687	6,339	7,402	29,097	5,819.4	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	9,152	1,830.4

	②事実確認調査件数／①相談・通報件数						③虐待判断事例件数／①相談・通報件数							
	H30	R1	R2	R3	R4	5ヶ年平均値	H30	R1	R2	R3	R4	5ヶ年平均値		
大分県	29%	40%	79%	76%	106%	68%	47	4%	8%	9%	16%	20%	12%	47
全国計	88%	87%	87%	86%	86%	87%	27%	30%	29%	27%	25%	27%		

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

	①相談・通報件数(市町村における対応分)							②事実確認調査件数						③虐待判断事例件数							
	R1	R2	R3	R3	R4	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H30	R1	R2	R3	R4	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H30	R1	R2	R3	R4	5ヶ年合計	5ヶ年平均値
大分県	27	41	38	38	35	179	35.8	26	18	39	33	35	151	30.2	5	3	4	9	8	29	5.8
全国計	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	15,543	3,108.6	2,244	2,405	2,475	2,718	3,685	13,527	2,705.4	592	547	632	699	956	3,426	685.2

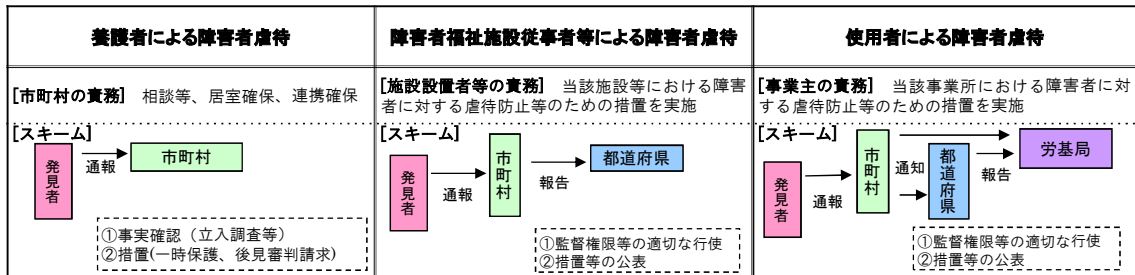
	②事実確認調査件数／①相談・通報件数						③虐待判断事例件数／①相談・通報件数							
	H30	R1	R2	R3	R4	5ヶ年平均値	H30	R1	R2	R3	R4	5ヶ年平均値		
大分県	96%	44%	103%	87%	100%	84%	31	19%	7%	11%	24%	23%	16%	42
全国計	86%	87%	86%	85%	90%	87%	22%	23%	20%	22%	23%	22%		

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

虐待防止施策

- 「何人も、障害者に対し、虐待してはならない」旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待対応等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

早期発見等

第6条

- 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務所を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体、並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
 - 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

令和3年度報酬改定における障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

〔現 行〕

- ① 従業者への**研修実施**（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための**責任者**の設置（努力義務）

〔見直し後〕

- ① 従業者への**研修実施**（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する**委員会**として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための**責任者**の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

R3.4.19厚生労働省社会保障審議会障害者部会資料より

障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

(※) 施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

12

令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料より

議題 4

就労選択支援開始に向けた課題等について

- ・ 制度説明
- ・ 課題と今後の取組に関する意見交換

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。(令和7年10月1日施行)

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本プロセス

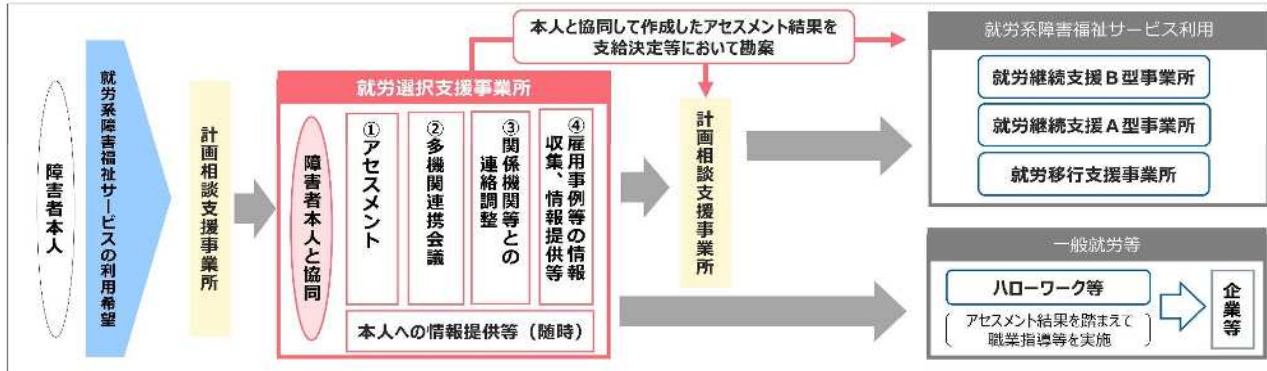
- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理(アセスメント)を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1210単位/日
 - 特定事業所集中減算 200単位/月
- 正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則1ヶ月 1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。



令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改訂内容」より

33

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

実施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金(障害者職業能力開発コース)による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等

- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めることとする。

従事者の人員配置・要件

- 就労選択支援員 15:1以上
 - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
 - ※ 経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。
 - ※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間(令和9年度末までを想定)は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
 - ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。



特別支援学校における取扱い

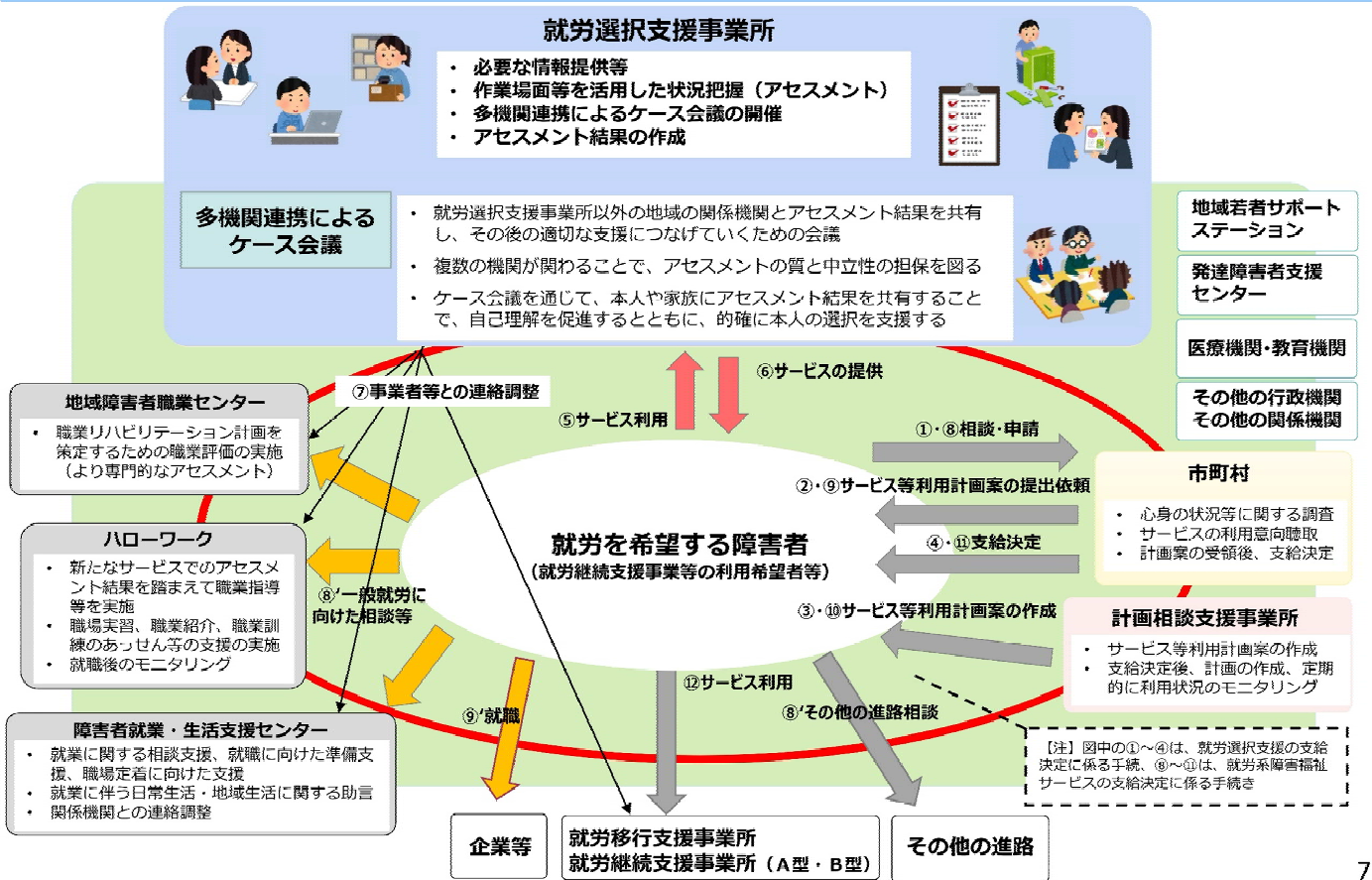
- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改訂内容」より

34

就労選択支援における各機関の役割

(参考資料②)



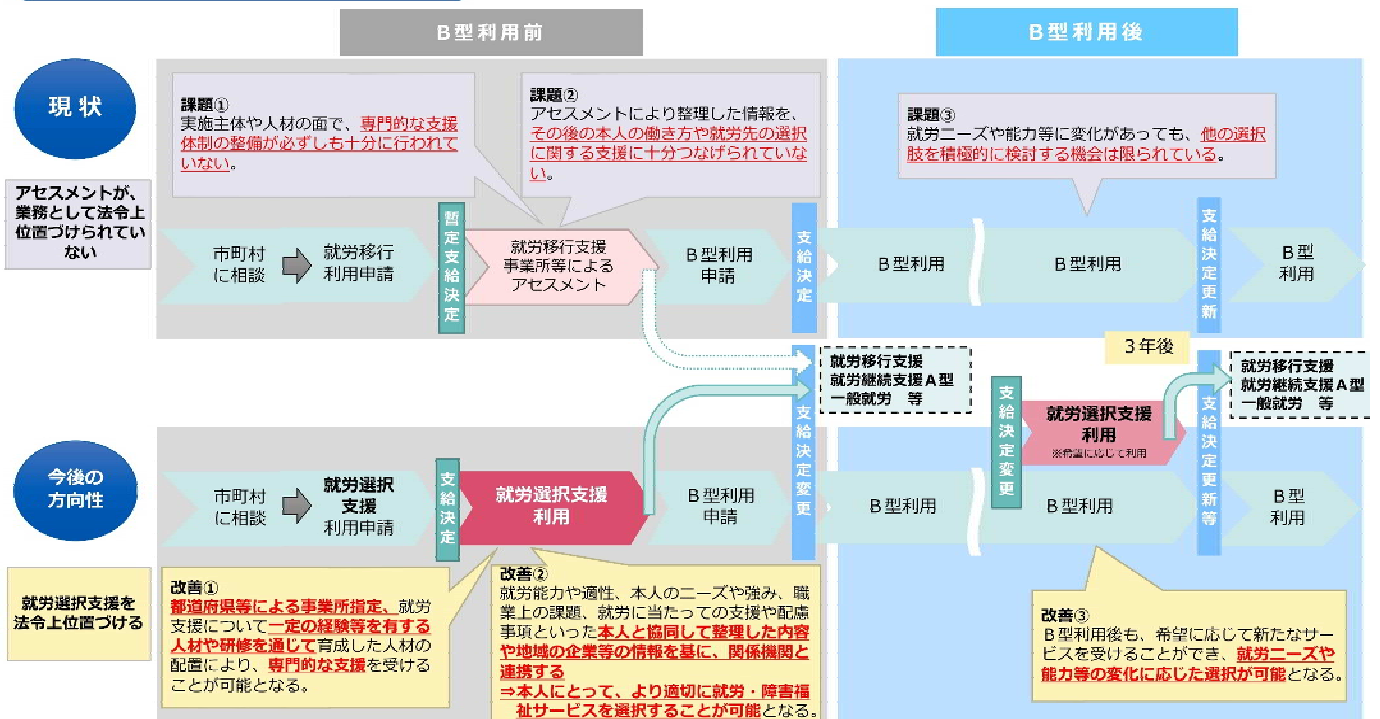
令和5年11月15日第42回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 資料1より

就労選択支援ができると変わること

～専門的なアセスメントの提供と本人中心の就労選択の支援～

(参考資料③)

イメージ (就労継続支援B型のケース)



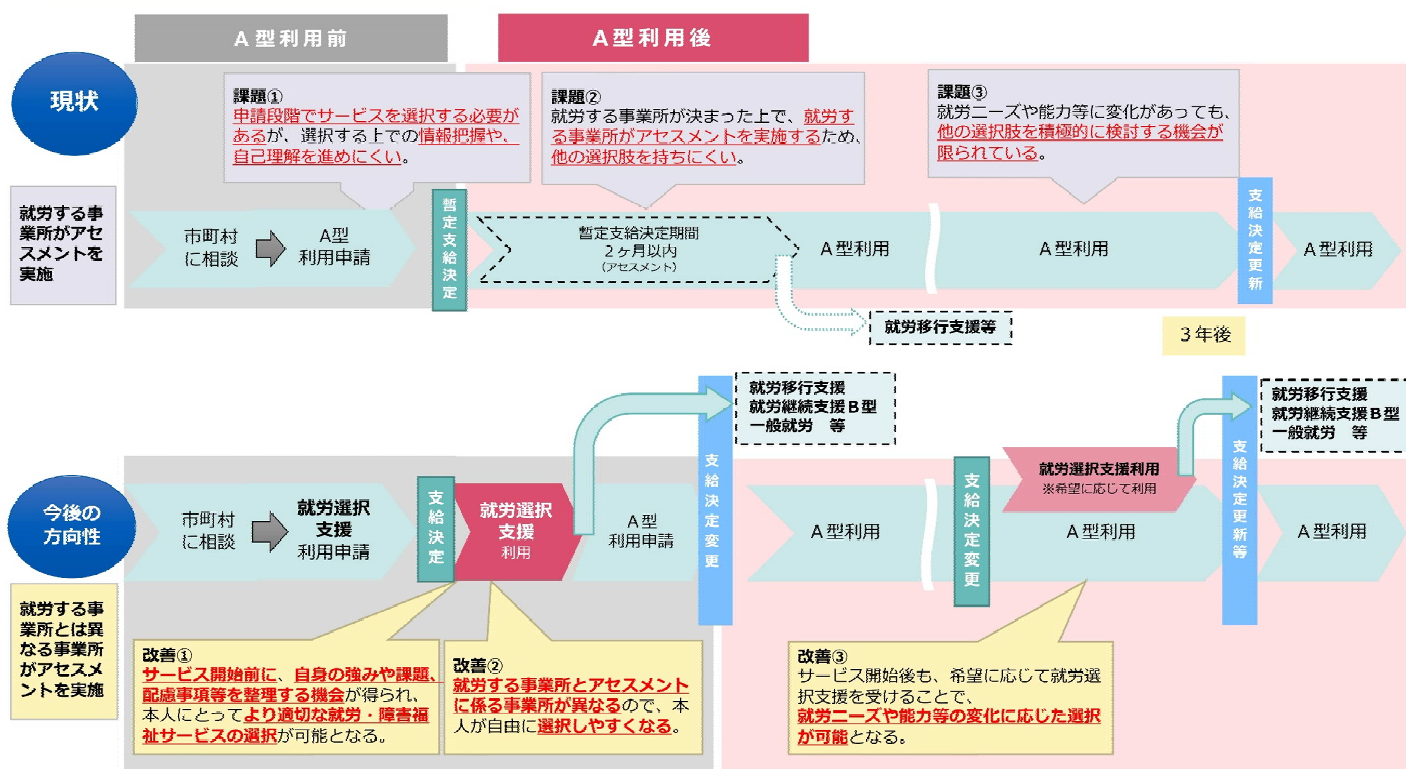
※移行の就労アセスメントでは、
・就職に意欲している者又は障害者雇用年齢18歳の受給者
・就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者を対象としていない。

令和5年11月15日第42回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 資料1より

就労選択支援ができると変わること

～専門的なアセスメントの提供と本人中心の就労選択の支援～ (参考資料④)

イメージ（就労継続支援A型のケース）



令和5年11月15日第42回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 資料1より

多様な働き方支援検討会について

【現状】 大分県障がい者計画(第2期) 基本理念

「障がい者雇用率日本一」 ⇒ 「障がい者活躍日本一」

平成23年より「障がい者雇用率日本一」を目標に掲げ、障害のある方の一般就労に力を入れてきたが、障がい者雇用率の対象とならない福祉的就労や、芸術文化・スポーツなどに親しみ活躍される方々も多いことから、本人の希望や特性に応じた幅広い活躍を応援するため、「雇用率日本一」を包含した「活躍日本一」を新たな目標としたところ。

【課題】 「就労」に関する幅広い諸課題について官民共同で包括的に検討する場が必要

【今後の方向性】

「多様な働き方支援検討会」を設置し、課題や今後の議論のあり方を検討

【メンバー】

「大分県県立支援協議会」(障害福祉課)の就労支援関係委員及び

「大分県障がい者雇用支援合同会議」(障害者社会参加推進室)の委員から

合計5名程度

【事務局】

大分県障害福祉課 自立・療育支援班